

## 第6回

# 食品の表示制度に関する懇談会

平成14年10月28日(月)

厚生労働省医薬局食品保健部企画課  
農林水産省総合食料局品質課

本間座長 皆さん、おはようございます。しばらくぶりと申しますか、7月の終わりに中間答申を審議いたしまして、3ヵ月たちました。本日は第6回目でございます、食品の表示制度に関する懇談会第6回目を開催いたします。

それでは、事務局の方からお手元に配付されております資料の確認から始めさせていただきますと思います。お願いいたします。

吉岡企画課長 おはようございます。厚生労働省食品保健部企画課長の吉岡でございます。

本日第6回目の懇談会に当たりまして少し大部な資料をお配りしております。お手元配付資料の上から3枚目に、議事次第とあわせまして本日の配付資料のリストがございます。これに沿いましてお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。万一落丁等してありましたら、挙手等によりまして事務局にお知らせいただきたいと思いますと考えております。

配付資料でございますが、まず「中間取りまとめに寄せられた意見に対する考え方(案)」、これが資料1でございます。続きまして、資料2「中間取りまとめで指摘された事項の検討状況」でございます。資料3「平成15年度 組織・予算要求(厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会(仮称))」、組織・予算要求関係の資料が資料3としてお手元に行っていると存じます。

それから、参考資料といたしまして、少し大部なものでございますけれども、その1が「中間取りまとめ」に寄せられた意見、横長のものがまずございます。これはタイプをしたもので、その後ろに別紙1と右肩にございますが、参考資料1の原本で、いただきました生の意見の集約でございます。その次に、参考資料2「品質保持期限及び賞味期限の用語の統一について」に寄せられた意見」、これも参考資料1と同様、2の横長の方はタイプしておりますが、その後ろに皆さんからいただきました意見で、生の形のものをつけさせていただいております。参考資料3、これは8月におまとめいただきました「表示制度に関する懇談会の中間取りまとめ」全体版と、その後ろに概要版でございます。参考資料4といたしまして、「消費者取引問題研究会議事概要」ということで置かせていただいております。

それから、事前に各委員にお配りしておりません。本日配付の資料といたしまして、農林水産省から提出されました「JAS法と食品衛生法の表示の一元化についての検討」、この資料が提出されております。

本日のお手元への配付資料、以上でございますが、特段欠落等はないでしょうか。ございましたら、お申し付けいただきたいと思います。

資料の確認は以上でございます。

本間座長 ありがとうございます。

それでは、資料の確認に続きまして、議題の案件を説明させていただきます。本日は、お手元に議事次第がございますが、大きく申し上げますと、議事は4件でございます。議題の最初の2つ、中間取りまとめに寄せられました意見に対する考え方、中間取りまとめで指摘されました事項の検討状況というのが前半分でございます。後半部は報告に関することですが、平成15年度 組織・予算要求について、厚生労働省、農林水産省及び食品安全委員会設立等準備室からの報告と、公正取引委員会から消費者取引問題に関する研究会の概要についての報告がございます。

それでは、早速議事の1番に入りたいと思います。中間取りまとめに寄せられました意見に対する考え方について議論したいと思います。お手元の資料1番をご参照の上、お願いしたいと思います。

最初は農林水産省の方からお願いいたします。

小林品質課長 農林水産省総合食料局品質課長の小林でございます。よろしく申し上げます。

資料1の「「中間取りまとめ」についての意見募集の結果について」という縦長の10枚ぐらいの紙でございましょうか、ページ数でいうと12ページまであります資料でご説明させていただきますと思います。

8月の中旬に中間取りまとめを整理いただきまして、それを農林水産省、厚生労働省のホームページに掲載するなどいたしまして、意見募集を行いました。1ヵ月間、9月19日までという形で募集いたしました。

2に書いてありますように、合計でいただいたご意見は127通、電子メールないしインターネット経由のものと、郵送のものが半々ということでございます。その全文につきましては、別におつけしております分厚い資料になっております。中には数十枚にわたる論文をお送りいただいた方とか、かなり力を入れて書いていただいた方が多数いらっしゃいました。ここではすべてご紹介するわけにはいきませんが、大変ご関心の高いテーマでもあり、意欲的に取り組んでいただいたということでございますので、ぜひお読みいただきたいと考えております。

いただきました意見を整理いたしましたのが3番でございます。127通の方のご意見は、必ずしもおひと方が1項目についてご意見をいただくということではなく、複数の項目にご意見をいただいておりますので、この数字自体は重複した形で集計しております。

この中で、「その他表示項目に関するもの」というのが一番多いですが、これは、現行の

個々の表示ルール、生鮮だとか加工だとか、個別の表示ルールについておひと方から幾つもご意見をいただいておりますので多数になっておりますが、それ以外のものにつきましては、ここに書いてありますように、定義・用語の統一等に関するご意見だとか、あるいは組織・法律の一元化に関するご意見、相談窓口の一元化に関するご意見など、おおむねこの場でも多くの議論が出たテーマについてご意見をいただいております。

いただきましたご意見を整理いたしましたのが次の1ページと書いてあるところですが、横になっておりまして、こういうふうに縦にあけていただきますと見やすくなるかと思っておりますので、二つ折りにしていただきまして見ていただきたいと思っております。

いただきました意見を左から項目と意見の概要というふうにまとめましたのは、事務当局の方でご意見をできるだけ忠実に分類整理したつもりでございます。ご意見はもちろん多少のニュアンスの差がございますが、件数として参考までにカウントしたものでございます。

一番右側、これをどういうふうに処理しましょうかということの案でございます。中間取りまとめ自体は、この懇談会がお取りまとめいただいて、懇談会が一般の方にご意見を聞くというスタイルにしております。行政当局が聞くというスタイルにはしておりませんで、懇談会がお尋ねいただいた形になっておりますので、一番右側、いただいた意見に対する答えも、懇談会としての考え方の整理になるというふうに理解しております。

一番右の考え方の一つずつについてご議論いただかないといけないのですが、時間の関係もあろうかと思っておりますので、ポイントのみご紹介させていただいて、ご議論いただければと思います。

一番右のところ、項目別にいろいろ分けておりますが、大きく分けまして6種類ぐらいの答えを右側につけております。いろいろ文章が書いてありますけれども、分類しますと6通りぐらいになります。

1つは、原文どおり。つまり、中間取りまとめで十分意は尽くせているので、原文どおりでいいのではないかという答えぶり。例えば、ここでしたら表示制度の目的のところについて、「原文どおりとすることが適当であると考えます」というふうに書いてありますが、原文どおりでいいのではないかというパターンが1つ。

それから、国民生活審議会の場でご議論いただくべき事柄ではないでしょうかというものが一、二点ございます。例えば、9ページの内部告発者の保護、そういったところについては、表示だけではありませんので、国民生活審議会で全体的にご議論いただくべき事柄ではないでしょうか、という点が2つ目の分類です。

3つ目は、中間取りまとめの中にも書いてあったんですが、別途ワーキンググループ的な意味合いのものをつくって、関係者を交えた場で検討すべきではないかのご指摘いただいた点がございます。後で厚生労働省の方から説明していただく予定にしておりますけれども、農林水産省と厚生労働省合同の審議会をつくることによってこの問題を解決できないかというふうに考えておまして、その場でご検討いただくべき事柄と考えているところでございます。それは関係者を交えた場で検討いただくべき事柄というふうにしております。ご議論いただいた上でそういう結論が出ましたら、早急に立ち上げて、その検討を開始したいというべき事柄です。

4つ目の分類は、賛否両論ございまして、事務当局で意見を整理することができなかつたので、この場でご検討をお願いしたい論点というのが4点目です。4点目は後で少しご説明いたします。

5点目は、実務的に行政がやるべき事柄。きっちり行政の方で対応しないといけない、宿題としていただいていることについて行政が対応すべき事柄。

6つ目の分類は、中長期の課題というものです。中間取りまとめの中でも、組織だとか、中長期の課題と位置づけられているものがございまして、こういったものにつきましては中長期の課題というふうに整理させていただいております。

もちろん全体についてご議論いただいた上で整理いただかないといけないんですが、今言いましたような分類、おおむねその分類が正しいとすると、特にここでご検討いただかなきゃいけないかなというふうに考えておりますのは、事務当局の方では判断できなかった部分ということになります。

具体的に申しますと、1つ目は、3ページのところに任意表示というのがございます。任意表示につきましては、ご意見が2つ出ておまして、1つは、任意表示についても何らかのルール設定をして、充実すべきだというご意見が数的には多うございました。もう一つは、ルール設定には反対だというご意見がございまして、任意だといっても、それは事実上義務表示となって、中小企業の事業者にとって負担が大き過ぎるから、反対だというご意見がございました。ここをどのように考えるべきかということをお伺いしたい。

この点につきましては、任意表示の表示ルールになりますので、公正取引委員会が中核になってルール決めに関わっていただく必要がある部分です。農林水産省と厚生労働省だけで処理できる問題ではないということでございますので、むしろ公正取引委員会が中核になってルールをつくっていただく必要がある、こういった問題についてルールづくりをする必要があるかどうかという点が1つ目です。

2つ目は、5ページ、製造年月日のところですが、ここも大変活発なご議論がございました。5ページの上から2つ目の箱に入っているところですが、製造年月日表示については、表示に反対だというご意見が52件ございます。ここに理由が書いてありますように、期限表示の認知度は高まり定着している、あるいは国際規格では期限表示を行うこととされていること、資源ロスにつながる、深夜製造につながる等から、反対だという意見が52件。そもそも決着済みで議論する必要がない、中間整理から削除すべきだというご意見が15件、製造年月日は記載すべきだというご意見が5件という形になっております。

というふうに意見が両方出てきております。ここはまさにこの懇談会でもいろいろご意見のあったところですので、この場でご判断いただきたいというふうに考えております。

3点目は、11ページです。11ページのところは途中から始まっておりますが、その前の10ページから始まっております。組織・法律の一元化という大きな項目の中でいろいろなご意見をいただいております。中間整理の中で、まず組織の問題については中長期的な課題としてとらえるという整理になっておりますので、10ページの組織・法律の一元化、組織の一元化という組織に関連するところは中長期の課題にしておりますが、法律の一元化については、中間整理では両論併記の形になっております。11ページの法律の一元化についてどのように考えるかという点については積み残しであるというふうに私どもは考えておりますので、この場でご議論いただければありがたいというふうに考えております。

ただし、法律の一元化の問題については、農林水産省の方で別途資料を用意させていただいておりますし、また時間もかかるというふうに考えられますので、この部分の最後の点だけは後で集中的にご議論いただければありがたいというふうに考えております。

したがって、今言ったような運びでよろしければ、最初の2つの課題についてまず中心にご議論いただき、その上で全体についてこういう処理でいいかどうかについてご判断いただければありがたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本間座長 ありがとうございます。

それでは、早速議論に入りたいと思いますが、本日全部の議題をとにかく一当たりした中でこれからの方向性を考えなきゃならないわけがございますので、ある程度時間の中で進めさせていただくこともやむを得ない場面があるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

それでは、ただいま説明がございました最初の2つの部分、寄せられた意見の多様性に関してどのように我々が考えるかということを中心にした部分で議論を進めたいと思っております。

まず1ページの表示制度の目的というあたりから始めたいと思っております。目的に関しま

しては、3つの項目が前回議論されまして、その順序性に関しましては大変議論があったところだと思います。そういうわけで、法律の目的というのが3つ並行しているものかどうかということでございます。

あと、国民生活審議会で議論されているという部分もございまして、その中での3つの目的がご判断されるべきだと思っております。

それから、次の表示項目の全般に関してのご意見、これは関係者を交えた場で再検討するということが示されたわけでございます。

あるいは、少し先に進めさせていただきまして、次の(2)任意表示、定義・用語の統一等というところに広げましてお話をちょうだいしたいと思っております。

例えば、表示項目でございますけれども、基本的にあらゆる項目をきちんとそこに表示すべきであるというご意見、もう一つは、表示を少し絞り込んで、原則は求められたらすべて公開されているべきであるけれども、ほかの手段を講じて、それがわかればかえって見やすくなるかもしれないというようなご意見がございました。このあたりはかなり現実的な対応の仕方という部分かと思いますが、いかがでございましょうか。

玉木委員。

玉木委員 口火を切らせてもらいましょう。今、座長のおっしゃいました表示制度の目的、3つの目的があるということで皆さん、了解されたわけですが、私は、これは並列的な重要性を持っている、このように考えます。私は、今まで仕事をやってきた関係から、これは衛生上の事故・被害の防止ということになっていますが、健康被害の防止というぐあいに言い直していいと思います。

消費者が今一番希望しているのは、健康被害の問題は法律で厳しく取り締まっている、十分とはいえないにしても、食品衛生監視員がある程度の機動力をもってやっている。さらに、国の検査機関、これは国の予算でやっているわけですが、それでのチェックがある。また、県段階、特別市段階あたりの衛生研究所でも、一つのところで年間何百と検査をやっております。厚生労働省に聞いてもよろしいんですが、何万という数の検査をやっておるわけですから、健康被害の問題については、多少問題はあってもチェック機能がある。だから、時には問題があるにしても、システムが存在しているということで、皆さんはある程度安心しておられる。消費者の商品選択の問題になってくると、いろいろ議論が出ております。一番大きいのは、原産地の問題とか、有機栽培の問題とか、こういうような問題があります。

ただ、そういうものということになると、科学的な根拠でもってチェックできるのかという

のが常に出てまいります。前に農水の局長は、どんどん科学的チェックができるようになったということをおっしゃっておられて、非常にありがたい発言だったと思いますが、実際にそういう体制が日本中にできておるかということになると、非常に問題が多い。

例えば、食品の科学的なチェックをするところは、従来から厚生省の方である程度やっておりました。ご案内のように、3つぐらい国立の研究所があるわけです。それと、今言いました都道府県の衛生研究所が全国で60か70、もっとありますか、そこでやっておったわけですが、そこでは農水の局長のおっしゃられたようなことはできません。ほとんどできないわけです。原産地表示が正しいか正しくないか、科学的にチェックするということはまずできません。しかし、農水の段階ではできるような技術開発がされたということですので、それはそれでやっていただくにしても、義務表示と任意表示という点において考えた場合、科学的なチェックができる、そういうシステムがあるものは義務表示させるべきであって、そういうチェックができないものを義務表示するということは、偽装表示の問題を含めているような問題が出てくる可能性がこれからも考えられるというぐあいに思います。

それから、正確で誤認を生じさせないということ、これは非常に大事な話ですが、これもチェックは非常に難しい。この問題については、公取中心にいろんな法律の整備をされておられるわけです。これも割合難しい問題ですが、この3つは同じ程度に重要性を持っておる。

今、座長がおっしゃいました任意表示の問題も含めてということですので、その問題にも多少触れました。以上です。

本間座長 ありがとうございます。ただいまのご発言は前回の検討のエッセンスに触れておる部分でございますが、その中で特に任意表示につきましてはこの懇談会でさらに議論するということになっておりますので、任意表示のあたりはいかがでございましょうか。強調表示に対応するという点において任意というものは相当ここで話題になった部分でございますが、いかがでございましょうか。

任意でやるんだけれども、やる場合には何らかのルールに従ってほしい、ルール設定を望むというのが話のウエートとして一つあったように思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、和田委員。

和田座長代理 多くの寄せられました意見を拝見しながら、団体の中でも話し合いをしてまいりました。食品の表示というのは、ここにありますような3本のどれが一番大事ということなしに、消費者の安全の権利とか選択の権利ということを目的にしておりますことを考えますと、意見に対する考え方のところにも入っておりますけれども、国民生活審議会での議論も共

通的な問題については今、議論がされておりますので、公正取引委員会、国民生活審議会ももっと積極的にこの議論に参加というか、議論を出していただきたいという気が一点しております。

もう一つ、任意表示につきましては、今、座長がおっしゃいましたように、あくまでも表示をする場合にはこのルールに沿ったやり方でやってくださいというのであって、寄せられました意見にまとめておりますように、「事実上の義務表示となり」という表現はちょっと妥当ではないんじゃないかなという気がいたします。任意表示、強調表示する場合にはある程度のルールというものが必要であり、特に公取が中心になってこのルールというものの設定に対応していただきたいと考えております。

今日は正確な資料を持っておりませんが、たしかC o d e xでも強調表示については検討が別途されておりますので、その辺から考えましても、任意表示は要らないということにはならないと考えております。

以上でございます。

本間座長 ありがとうございます。

任意表示の部分でございますけれども、もしやるなら一つのルール性の中で表示していただきたいという部分でございますが、よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

江口委員 今の任意表示のルール設定の是非については、議論の混乱があるかなと、あるいは今後あるかもしれないというふうに思いますので、整理のために幾つか申し上げたいと思います。

第1には、先ほどから出ていますように、公正取引委員会の景表法があって、そこに独禁法の観点からの表示ルールが示されているわけですから、食品についてもその意味では任意表示にも妥当するルールが既にあるわけです。それはもう機能していて、法適用も最近では特に強化されているように思われます。ですから、景表法のルールは任意表示について既に存在するというふうに思います。

意見の一番上の「行政による何らかのルール設定を望む」という意見は、どういうふうを受け取ったらいいかなと思っていまして、もう少しはっきりしたことがわかればお聞きしたいと思うんですが、「（食品添加物の「無添加」表示など）」については行政によるルール設定を望むとありますけれども、添加物が入っているのに無添加としていけば、現在の景表法のルールに違反して一定のファンクションがあるわけですから、そういう意味でのルールはもう既に

あるんですね。ですから、このご意見は、景表法の規制とは異なるルール設定、もう少し踏み込んだ食品固有あるいは安全性を念頭に置いたもっと別のものが望まれる、というご意見なのかなというふうに思いました。

以上です。

本間座長 どうぞ。

南部消費者取引課長 今回の江口先生のご指摘、私、まさに発言させていただこうかなと思ってはいた点ですけれども、景品表示法は、不当な表示、すなわち消費者を誤認させる表示については不当表示として取り締まることでルール設定されている、ということが一つあります。

ここにありますように、例えば無添加表示についてのルール設定を公正取引委員会に望むというときに、我々はふと立ちどまってしまうわけでありまして。1つは、公正取引委員会の景品表示法というのは、不当な表示の取り締まりで、何らかの表示があって、それが消費者に誤認を及ぼすのであれば取り締まろうということなのであって、例えば添加物について表示させようとか、添加物でなくてもいいんですけれども、こういったことについて具体的な表示をさせようという表示の義務づけは、法律のカバーとしてはできない。逆に、特定のことが表示されていないというそのことをとって不当表示ということもできない。あくまでもある表示があったときに、その表示が不当表示に該当するかどうか。すなわち、一般消費者の誤認を招くかどうかという観点から判断するということですので、そういった枠組みを超えて無添加に関する表示のあり方というルール設定をすることは、法律の趣旨からなかなか出てこないということが一つ。

それから、それと関連いたしますけれども、いろんな食品についていろんな表示がございますので、さまざまだろうというふうに考えます。これを包括的にルール化するというのもまた難しかろう、食品あるいは業界それぞれのご事情なりがあろうといった問題がある。

これについては、中間取りまとめで指摘されておりますように、景品表示法の中で公正競争規約という制度があって、基本的に業種ごと、あるいは食品ごとに、それぞれの特徴を踏まえてきめ細かな表示、例えば添加物の表示についてはこうしるとか、こういった表示については積極的に消費者に向かって出していこうというようなルールづくりとして、それぞれの食品ごとの実情に応じたきめ細かなものができるじゃないか。むしろこういったものを活用して、業界あるいは業種として積極的に表示の義務づけといいますか、ルールづくりに役立てていただく。こういった取り組みの方が現実的であるし、事業者側の過大な負担を負わせられるという点にも配慮し得るし、また消費者の考え方も踏まえることができる点ですぐれているのではな

いかということは、前回私が申し上げたとおりでございます。

本間座長 江口委員、よろしゅうございましょうか。

江口委員 ちょっと補足で。参考資料4に公正取引委員会の中の消費者取引問題研究会議事概要がありまして、後でこれについての検討の時間などがあるのでしたら、そのときで結構です。

本間座長 ございます。

江口委員 では、そのときにします。

本間座長 丸井委員。

丸井委員 義務表示と任意表示の件に関してですが、私、アレルギーの食品表示の方にかかわっておりますので、それを実例としてどうしても考えてしまうんですけども、アレルギーの場合にも、義務としての5項目と、その他、今は19食品、任意というのがあります。表示の形は、基本的にルールは同じだけれども、義務と任意というふうに分かれているわけです。

一般的な言い方としては、全員あるいは大多数にとって影響が及ぶようなもの、特に安全に関して、あるいは選択も含まれると思いますが、大多数あるいは全員について必要なものはもちろん義務で、それ以外のものについて全体の中で一部の方に影響があるようなもの、あるいは一部の方が選択を迷ったときに、それで決めるというような項目については任意、私は中間報告で出したようなルールはルールとして決めるということで構わないと思っております。先ほどの玉木委員と似たような意見です。

表示に関していえば、リスクのマネジメント、コミュニケーションが確実にできて、消費者が表示を見て、それで選択をするという前提ができれば、本来、義務表示はなくてもいいのではないかと。むしろ表示をしていないということは、消費者がその食品なりについて信頼しない、それを選択しないという姿勢ができれば、義務というのは本来なくてもよくなっていく方向を目指してもいいのではないかと。やや蛇足ですが、そう思います。

本間座長 ありがとうございます。

任意表示というものは、いろいろな事例を積み重ねた中で、そこにおのずとルール性が出てくるであろうということございましょうかね。

それでは、少し前に進めさせていただきますが、次は定義あるいは用語の統一等ということでございます。前回は、特に期限表示につきまして製造年月日との関係で大変議論があった部分でございますが、これに関しましては関係者を交えた場において検討することが適切ではないかという判断でございます。したがって、今日は、どれに統一すべきだということ判

断すること自身は目的にしないでご議論を賜りたいと思います。進め方あるいはこういうふうな整理の仕方につきまして、ご意見があればいただきたいと思います。

確かに用語というのは、一般消費者あるいは事業者にとりまして、いろいろな選択肢が出てくるように錯覚されるということがあるかと思しますので、用語の整理はこれから大変重要な課題であることは事実でございますが、整理の仕方、方向性につきましてここに示されました対応の中でご意見、ございましょうか。

小沢委員、どうぞ。

小沢委員 対応の仕方としては、今後関係者を交えた場において検討されるということがよろしいかと思いますが、寄せられた賞味期限と品質保持期限についてのパブリックコメントを隅から隅まで読ませていただくと、いろんな業界の方がお出しになっていて、その中でも、品質保持期限と賞味期限、同じ意味というふうに理解していても、比較した場合がどうしても出てきていて、品質保持期限の方が厳しいというニュアンスと、違う、おいしく食べられるという意味では賞味期限の方が厳しい、両方の解釈がごちゃごちゃになっている。感じましたのは、消費者だけでなく、業界の方でも受けとめ方が相当違うのかしらというふうなことを思いました。

また、私などの理解では、賞味期限と品質保持期限は同じ意味だにご存知でしたかということをご第1回のときにご紹介いたしました。調査の中でも半数近くの方が「知らなかった」、なかなか正確には理解されていないんだなというふうに思ったわけです。ご意見の中には、これはしっかり消費者の中で理解されているというご意見もあって、理解のレベルが相当違ってあるなということを感じましたので、そのことも含めて改めて関係者を交えた場でご議論いただけたらなというふうに思いました。

本間座長 ありがとうございます。この辺は必ずや整理して、きちんと統一することがなされることを期待してよろしいと思います。

少し進めさせていただきまして、その他に触れまして、例えば表示の認証制度というのが出てきてございます。それから、トレーサビリティの活用というのも、これは技術的な問題が入るのかもしれませんが、出てきておりました。この辺、いかがでございましょうか。4ページから5ページにかけての部分でございます。

中村靖彦委員、どうぞ。

中村（靖）委員 表示の定義とか用語とか項目とか、そういうことを考えるときに、現行の制度でも結構整備されているというふうに思っていたにもかかわらず、幾つかの不正とかごま

かしがあったということを踏まえると、これはこの場ということではなくて、別途の場で構わないんですが、今回いろいろ問題になった添加物の中で、日本で認められていない添加物が使われていたというのは、表示の上では全くわからなかったということですね。そういうことを一体どういうふうにこれから考えていったらいいのか。つまり、それは企業のモラル次第であるというふうに考えるべきなのかどうかということが1つ。

もう一つは、特に水産物ですけれども、魚の名称というのは今、表示のルールがないみたいなんですね。そういうことで、スーパーで銀ムツというのが表示で出てきますけれども、実は銀ムツという魚はないのだそうであります。それは、今、日本の資源がだんだん制約されているものですから、あちこちで深海魚なんかを探してとってきて、実際の学名をつけたのでは何が何だかわからないということと、消費者に全くアピールできないというので、工夫して名前をつけるということがあるわけです。それは多分水産庁で検討されているだろうと思いますけれども、そういうことも検討項目の中に入れていいのではないかというふうに思うわけです。

それから、いろんな不正な事件をもとにして、それから表示のことを考えていくと、例えば残留農薬の問題なんかがある。残留農薬というのは、基準値はもちろんあるわけですが、それを上回るものが見つかった。これも食材を供給する側のモラルによるわけですけれども、消費者にとっては、余りなじみのない項目が並んでいるより、むしろそういうことを物を買うときにほんとは知りたいんじゃないかという気がするものですから、表示の定義とかについて考えるときに、個別の項目として検討することが必要なのではないかなというふうな気がしています。

本間座長 ありがとうございます。項目の議論はございますが、名称の表示の仕方に関しましては、一般的にわかりやすい名称を使うということなのか、極めて正確に学名に近いようなものを使うのか、両方の間を行ったり来たりしているのだと思いますが、このあたりはご意見、ございましょうか。

小林品質課長 今回、表示の問題が出ましたときに、1つは、どこの国から出てきたという問題と、名前のつけ方が大きな問題になってきます。今言われましたように、水産物の場合には多種多様で、かつ地域によって別の名前をつけられていたりとか、成長過程によって別の名前をつけられていたり、あるいは新たな魚種が開発されたりということで、確かに錯綜しておりますので、ご紹介いただきましたように水産庁の方で、間もなくか、もう既にか、今週中ぐらいではないかと思えますけれども、名称の考え方についての整理を出す予定にしております。

水産物以外についても同様な問題が出てくるかと思いますが、特に水産物は問題が大きいので

で、そういう対応を現在進めているところでございます。

本間座長 ありがとうございます。

それでは、また少し進めさせていただきまして、製造年月日、あと、大変地味なといっけませんが、自治体の上乗せ規制、国で定めたもの以外に自治体のルールがあるという部分がございますが、このあたりも含めまして5ページ後半部の議論をいただきたいと思います。

和田委員。

和田座長代理 期限表示の議論は別の場でされるということで、製造年月日表示につきましては、期限表示にかかりますときの経緯を考えますと、製造年月日表示を義務表示にするというのではなくて、製造年月日表示を積極的にやろうとする企業ないしは業界が自分の意思で表示できるようにということが行政指導によってとめられてしまった経緯がありますので、繰り返しになりますけれども、表示をしようと思う企業、業界が自由に表示できるようにということ望んでおります。

それから、先ほどの話題になりますけれども、魚名表示につきましては、私ども主婦連合会で過去、昭和39年、43年、53年ですか、3回にわたって、生の切り身が当時のことですから50円とか100円のものが、なぜかかす漬けやしょうゆ漬けになると20円、30円むしろ安くなっている。おかしいんじゃないかという会員からの声が発端になったんですけれども、買い集めをしました。加工のかす漬けやなんかになっているものだけではなく、切り身を買集めて、専門家の方の判定をいただきました。そのときによりますけれども、3回やりましたが、その場に水産庁を初め卸、仲卸、小売、業界の方も出ておられまして、魚名の判定に対する異議はありませんでした。

大ざっぱに申しまして、半分以上が本当の名前で売られていなかったということがあります。そのたびにどこで名前が化けてしまうのかというのを議論するんですけれども、産地では、正しい名前 正しいという意味は当時はほとんど学名だったと思いますが、それで出している、卸は次のところにちゃんとその名前で卸している。3回やって、結局、どこに責任があるのかわからない。そのたびに「正しい適正な表示に改めます」ということが言われながら、数は少なくなっていると思いますけれども、現在でも魚名が正しく書かれていない。

ただ、正しいという意味は、消費者に学名が正しいと言っていいのかどうかという問題はありますけれども、少なくともその当時当時の消費者にとって高級な魚の名前を使っているということは共通点です。安い魚の名前を使っているということは絶対はないんです。タイとかムツとかサワラとか、そういう高級魚とされる名前に頭に何かくっついたり、その名前の

ままだありますけれども、そういうことが非常に問題だと考えております。今、表示についての検討がされておりますというお話がありましたが、消費者にとりましては、少なくとも高級な魚と誤認するような魚名表示はやめてほしいということが一点。

それから、昭和 39 年でしたか、1 回目のときあたりは、正体の方にオヒョウとかメルルーサとかが入っていたんです。ところが、3 回目ぐらいになりますと、オヒョウとかメルルーサというのは高級魚の方の部類に入ってしまった、下手するとほかの魚がメルルーサに化けているということも出てきております。

ですから、消費者になじみのない深海魚とか遠洋の魚とかは、「本当の名前を書いても消費者は消費しようとしなさい」と言われましたけれども、正確な情報を流して、あとは料理方法だと思います。こういう料理方法で食べればおいしいということまで含めて情報を流していけば、消費者は余りなじみのない魚は食べないということは言っていないわけですから、そういうこともあわせてお願いしておきたいと思っております。

以上です。

本間座長 ありがとうございます。そういうわけで、これは水産庁の対応を待ちたいと思っております。

それでは、全体の議論が後に控えて どうぞ。

岩崎委員 製造年月日の問題につきましては、深夜操業とか、鮮度指向に走るということの中で、書くことについては問題があるんじゃないかということが一点ございます。

もう一つは、自治体の上乗せ問題ですが、商品の場合、いろんな形で全国に流通するのと、製造業者が都内だけに限定できないものですから、どこかの県に行った場合、それは表示としておかしいよということにもなりかねないものですから、必要なものにつきましては全国統一的にやっていただけないか、ということをお願いできればと思っております。

本間座長 ありがとうございます。

それでは、あと個別事項が 6 ページ、7 ページに記載されておりますが、特にご発言、ございませうか。多くのものが「関係者を交えた場において検討される」という対応方法で議論しておりますが、いかがでございませうか。

中村委員。

中村（靖）委員 加工食品の原料原産地、6 ページの下のところですが、関係者を交えた場で検討するということがいいと思っております。このご意見の中で、「加工食品の原料原産地表示が義務づけられているものといないものとの区別の整合性が理解しにくい」というのは、

私もそうだと思います。

もう一つは、原料の原産地ですけれども、今、どういうルールになっているのか。米は、最近、表示についての議論が整理されてきているようですけれども、いつも私、スーパーに行くと不思議に思うのは、黒豚原料使用シューマイとか、黒豚使用原料メンチカツというのがありますよね。あれだけ生産量が限られているもので、少なくとも全部使っているわけではないと思うんですね。だけれども、ああいう表示をするということは、ちょこっとでも使う、原料のうちの10分の1でも何でも使えばそういうふうに表示してもいいのか。また、仮に何かルールがあったとしても、恐らく調べようがないんじゃないかと思います。DNA鑑定でもすればわかると思いますが、シューマイの原料を一々そんなことする時間もないだろうし、手もないだろう。

ということがいつも気になっていて、加工食品の原料原産地を表示するのは大変難しいんだなということを一方で考えながら、それにしても消費者はそういうことをもうちょっと詳しく知ってもいいんじゃないかなという気もしながら、いつも考えています。そういうことも含めて新しい場で検討するというのであれば、それで結構だと思いますが、私は、これを見て、そういうことも含まれた内容のあることだなと感じています。

小林品質課長 一点だけ補足させていただきます。

強調表示といいまして、例えば「この商品は黒豚を使いましたよ」というふうに強調表示した場合は、100%使っている場合はそのままいいんですが、1割しか使っていない場合には「1割のみ使用」と書く義務がありまして、書いていない場合は違反という形になります。

黒豚につきましては、もちろん精度の問題とかが多少ございますが、純粹系でいいましたら、遺伝子を分析しますと黒豚であるかどうかについてはわかるようになっております。

中村(靖)委員 ほとんど違反じゃないかと思います。全部使っていないでしょう。使うだけの量はないですね。

小林品質課長 もう一つ、一番最後には遺伝子分析をやりますけれども、それ以前の段階については伝票を追いかけるという形でやっていきます。

黒豚の点につきましては、数年前、定義を必ずしもはっきりさせていなかったのをはっきりさせて以降、これで黒豚という名前で流通している商品量は大幅に減ったんじゃないかと思います。

本間座長 それでは、少し進めさせていただきますして、個別事項というのが一つのご意見だったと思いますが、次は8ページ、9ページに移らせていただきます。(1)行政による消費

者への情報提供、事業者への周知徹底、(2)相談窓口の一元化、この部分は後で多くの資料の中で再度出てまいりますので、そこで十分触れることができるかと思いますが、特にこの部分に関しまして一言ございましょうか。

この次の「指摘された事項の検討状況」というところでこの部分が出てまいります。

それでは、少し急がせていただきまして、9ページの表示違反の監視・是正のための措置、この辺をまとめてご議論賜りたいと思います。監視体制、是正措置、9ページ、10ページでございます。

もしなければ、もう少し先に組織・法律の一元化という部分がございまして、この部分に関しましては、この懇談会でさまざまな意見が出されておりますが、中長期的な視野で対応すべきものと、現在の仕組みをうまく組み合わせれば当座は対応できようという部分とに意見が分かれたと思いますが、さらにこの懇談会で加えましてお答えすべき部分があるかということでございます。また、法律の一元化あるいは組織というのは、本日の対応のところでも出てまいります。特にこの記述の部分でご意見がございましょうか。

急ぐようでございますが、もし特段のご意見がなければ、次の議題の中でこれを踏まえまして議論をつけ加えていく、あるいは……

小林品質課長 事務的な整理の都合でお尋ねして申しわけないんですけども、例えば任意表示のところにつきましても、この場で両論のご意見が出て、製造年月日についても、今のままでいいというのと、問題ではないかという両論が出ておるわけでございます。この紙はパブリックコメントにいただいた意見に対して懇談会としての答えという形になってくると思いますので、例えば中間取りまとめの方向のままでいいのか、これを修正する必要があるのか、方向性をお示しいただければありがたいと思います。

本間座長 わかりました。少し先を急ぎ過ぎたようで、申しわけございません。

それでは、懇談会の対応という部分の意見が一番右側にそれぞれ示されているわけでございますが、もう一度戻らせてください。まず任意表示の部分に関しまして、いかがでございましょうか。3ページ、申しわけございません。

和田委員、どうぞ。

和田座長代理 もう一度3ページに戻りまして、ここに「(食品添加物の「無添加」表示など)」という事例が示されておりますが、食品添加物、すべて無添加という表示と、添加物の中で何と何が添加していませんという表示、いろいろな具体的な事例があると思います。私たちとしては、一切使っていないというならば、これは考えようだと思いますけれども、添加物

の中であるものを取り出して、これとこれは使っていません、当然それは表の一番目立つところに大きく、時には色刷りで書かれて、裏の一括表示を見ると、他の添加物使用の表示はあるということがありますので、もう少し具体的に考えていく必要があると思います。

そして、公正取引委員会の問題だけではなくて、私も正確に覚えておりませんが、食品添加物の全面表示の検討の報告の中で、無添加という表示は余り好ましくないということが何年前でしょうか、そういう記述があったように覚えております。これは、役所でどう決めるとか、そういうことと、もう一方では、企業として、あるいは業界全体として無添加の表示というものをどうしていくか。別にルールというのではないけれども、ある程度の考え方がその当時はあったように思いますけれども、最近、添加物の中から幾つかを取り出して、これとこれは使用していませんというような表示がまた出てまいりましたので、改めての問題だなというふうに感じております。

それから、製造年月日につきましては、鮮度指向をさらにおおることがあるというようなご意見も拝見いたしましたけれども、決してあの当時の議論がこうだったからということではなく、鮮度を考えるときに、製造年月日であれば、それからどれぐらいたっているのかなということで私たちは考えるわけで、期限表示だったら、そこから引き算して、あとどのくらい大丈夫のかなということを考えるわけですから、製造年月日表示が任意で書かれたとしても、消費者の鮮度指向をおおるとか、「消費者は1日でも新しいものに手を出すから」ということには当たらないのではないかなと考えております。

以上です。

本間座長 中村委員。

中村(靖)委員 また戻って任意表示のことでこの懇談会の集約をしるということですが、中間取りまとめで書かれているのは、強調表示を行うときのルールと、表示方法も含めて任意であるという2つに分けて、特に表示方法も含めて任意であるものについては、景表法による公正競争規約の見直しとか、そういうことを検討すべきだというふうに書いてあるわけです。パブリックコメントでルールを設定すべきということで、表示方法も含めて任意のものについては、原則任意だけれども、景表法による制約がありますよということで中間取りまとめは書かれていると思います。ですから、特に問題はないんじゃないかと思います。

それから、ルール設定に反対、本来これが義務表示となるというのは、さっき和田委員もおっしゃったように、ちょっと違うんじゃないかというふうに思います。そうすると、ルール設定すべきということは、中間取りまとめの方向とそんなに違うことではないのではないかなと

思いますので、この取りまとめを踏まえた考え方でいいんじゃないかと私は思いますけれども、どうでしょうかね。

本間座長 玉木委員。

玉木委員 大体同じような考え方ですが、中間取りまとめにおいては、任意表示について、表示方法が義務づけられているものと、表示方法が任意であるもの、この2つが指摘されておるわけですが、義務表示項目の見直しとあわせて、この問題については今後検討していくべきであろうと私は考えております。義務表示項目についても、いろいろ問題がありますので、任意だけではなくて、検討のときにはこの問題も入ってくるんじゃないかと思えます。

それから、何度も言われております製造年月日ですが、表示したいという業界が表示するのは問題ないんじゃないか。表示の仕方については、こういうルールで製造年月日を表示しますということが消費者の間に周知されれば、混乱は起きないだろう。ただ、表示をするなというような行政の関与は厳に戒めるべきではなからうかと思えます。

それと、トレーサビリティについては、すべてトレーサビリティをやれば何とかいくんじゃないかという考え方、見方が広まりつつありますが、私はそうはいかないんじゃないかと思えます。トレーサビリティをやるには、チェックに人間も要りますし、機関も要ります。ですから、心配されておりますようにこれを義務化すべだということには反対だとか、義務化すべきだとか、こういうような議論が半々出ておったりしておりますけれども、トレーサビリティについては、任意で、業界の中で我々のところはこういう形でトレーサビリティをやるということがまず先行すべきである。フランスあたりではトレーサビリティというのはどんどん進められておるようですが、日本の場合は、ご案内のように自給率が40%を軽く切っているわけですので、6割以上が外国から入ってきておるというときに、トレーサビリティの信頼性がどこまであるだろうかということが出てまいります。

もう一つは、チェックの段階、例えばこの間の宮城県のカキの問題、あそこで生産されるより以上が宮城産ということで販売された。これは韓国製が入っているということで、業界では相当騒いでおられました。それで重い腰が軽い腰かわかりませんが、県が動いた、業界も動いて、韓国から相当のものが入っていた。韓国製品が入っておることがわかったのは、帳簿で調べてもわからなかった。「わかりません」と言えば、それ以上いかないわけですから、個別の調査において初めて韓国製品が相当入っているのがわかった、これは一種のトレーサビリティになるわけです。

そのように外国製品がどんどん入ってきておる現在、トレーサビリティがオールマイティー

みたいな言い方で外に出ていくということには相当大きな問題があると私は考えておりますが、この点も今後の検討の中で結論が出されることだろうと思います。

以上でございます。

本間座長 ありがとうございます。お二人の委員のただいまの発言に関しましては、いずれもこれから検討されるべき対象であるというふうに理解してよろしいかと存じます。

あと、製造年月日等につきましてよろしゅうございましょうか。丸井委員。

丸井委員 後の議論の時間をとるためにこの懇談会として中間取りまとめのままでいくのか、それとも何らかの修正あるいは削除が必要か、その点だと思います。問いかけられているのは、先ほど来の2点で、任意表示については、先ほどの中村委員と同じように、私もこの段階ではこれで話は尽くされている、この先どうするか。パブリックコメントのお話はこれに含まれていると思いますので、このままでよいというふうに思います。

もう一つ、製造年月日については、随分と内部でどこまで載せるかという議論をしたわけですが、そのときには、この部分は載せなくてもよいという意見もありましたし、何らかの形で載せておくべきだということで、このような形に最終的になりました。このところにもありますが、製造年月日を任意で表示することは可能だということを確認するべきだという意見もあったけれども、両論併記はけしからんということになるかと思いますが、この段階では両論が平等に載せられているので、懇談会としての結論を一本というふうには出せないとすれば、中間取りまとめの段階ではこのままで残すしかないのではないかと。

つまり、2つの点については、パブリックコメントはありましたけれども、中間取りまとめ、このままでよいのではないかとというふうに思います。特にご異論があればお話しただいて、そうでなければ中間取りまとめをもってパブリックコメントに対する回答とするのでよいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

本間座長 ありがとうございます。

大体ご意見が出尽くしたというふうに思います。そういうわけで、任意表示、製造年月日に関する対応に関しましては、ここに示されました状況で対応していくということで、この検討会の意見とさせていただきたいと思います。

それでは、時間が迫っておりますので、特に組織等、情報提供、監視、是正、法律というのは、これからの議論の中に出てまいりまして、そこでまた触れることができますので、特にご意見がなければ次の議題に移らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、ただいまの取りまとめに寄せられました議論を参考にし

まして、それぞれのコメントに対応していただきたいと思います。

次は、(2)「中間取りまとめで指摘された事項の検討状況」ということをご説明いただきたいと思います。

吉岡企画課長 資料2につきましては厚生労働省の方からご説明させていただきます。

資料2、横長のものですが、これは、今、座長からお話がありました去る8月の中間取りまとめで指摘されました事項の検討状況、行政の方で宿題として認識した事項につきましてそれぞれ考え方あるいは方向性を今からご説明したいと考えております。

横長の資料、1枚めくっていただきまして1ページ、各項目に共通したこととして、一番左に項目がございます。その後、8月の中間取りまとめで指摘された事項を引用しております。それから検討状況、それから、幾つかこの資料自身に1から5まで別紙をつけておりますので、適宜それを活用しながらご説明させていただきたいと考えております。

指摘事項のその1でございますが、「共同会議の開催について」ということのご指摘をいただいております。内容的には、1ページの中間取りまとめ指摘事項に書いてございますように、「今後、この懇談会とは別の消費者、事業者等関係者を交えた場で、具体的検討を行っていくことが必要である」。先ほど資料1の方でも、それぞれの項目ごとに関係者を交えた場という表現になっておりますけれども、少し前後いたしました。これにつきまして考え方を説明したいと思っております。

まず、検討状況の冒頭に書いてございますように、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会、農林水産省の農林物資規格調査会、2つの審議会があるわけですが、厚生労働省でいけば調査会レベル、例えば食品表示調査会(仮称)を設け、農林物資規格部会の方では表示部会、こういうものの位置づけで、この二者の共同という形で本日を含めて6回議論いただきました。いろんなテーマにつきまして会議をしていく。その際、便宜名称をつけております。食品の表示に関する共同会議、仮称でございます。以下、きょうの懇談会におきまして共同会議という名称を使わせていただきます。これを開催いたしまして、食品衛生法、JAS法共通事項でございます表示項目等につきまして全般的に審議いただく、というのが農水省と厚生労働省で整理いたしました考え方でございます。

別紙1をご覧ください。2枚めくっていただきますと、これに関しまして少し敷衍した資料でございます。ただいま申し上げました共同会議の開催について考え方を整理したものでございます。

趣旨のところは、申し上げましたように、これまで縦割りという形で、両省それぞれの審議

会において必ずしも十分な調整なく表示の制度等が運営されてきた。この反省に立ちまして、先ほど申し上げました懇談会の指摘に対応いたしまして、この共同会議を開催したいというふうに考えております。

具体的なイメージ、2に書いてございますように、先ほど申し上げました両省所管の審議会のそれぞれ調査会レベルあるいは部会レベルという位置づけで、この共同会議を持ちたいというふうに考えております。

次の6ページをごらんいただきますけれども、両者の委員の構成は同一にしたいというふうに考えております。委員につきましては、消費者、事業者、学識経験者等関係者から構成するということで考えております。両者の座長や運営方法等についても同一にする。この共同会議では、両法共通事項、すなわちJAS法あるいは食品衛生法でオーバーラップしております共通事項について審議するという仕組みになっております。

ただ、その下に「さらに」と書いてございますように、食品衛生法、JAS法の固有事項、すなわち食衛法サイドからいけば、例えばアレルギー表示とか、あるいは添加物表示はJAS法とはオーバーラップしておりません。一方、JAS法の方でも、原材料表示あるいは原産地表示につきましてはオーバーラップしておりませんが、共同会議という位置づけではなくて、例えば食衛法で申し上げますと表示調査会という位置づけ、あるいはJAS法の関係でいけば表示部会という位置づけで、固有事項、すなわち 今、資料2の別紙1の2ページ目をご説明しております。通し番号で5ページ、今、6ページをご説明しております。

食衛法、JAS法がオーバーラップしない項目につきましても、共同会議という位置づけではございませんが、それぞれの表示調査会あるいは表示部会ということで、結果的には同じ委員によってご議論いただく、こういう仕組みを考えているところでございます。

もう1枚めくっていただきまして8ページに、現在の仕組みとの関係を整理したものがございます。これでもう一回確認的に説明させていただきますと、共同会議のイメージということで、上の方の丸が現在の両省の審議の体制でございます。食衛法につきましては薬事・食品衛生審議会、JAS法につきましては農林物資規格調査会でそれぞれご審議いただいて、表示基準の設定を別個に今まで行ってきたわけでございます。相互に審議内容を調整する仕組みも当然ございませんでした。

その下の2つ目の丸は、両省で考えております共同会議のシステムでございます。縷々申し上げますように、食衛法に基づく審議会の位置づけとしましては、食衛法の方は少し段階が複雑になっております。審議会の下に分科会、さらに部会の下に、大きい共通の箱にござ

いますように食品表示調査会（仮称）というものを位置づける。JAS法の方は、調査会の下に部会がございますので、調査会表示部会。食衛サイドの食品表示調査会とJASサイドの表示部会を合同いたしまして、JAS法と食衛法共通の問題について共同会議としてご議論いただくというふうに考えております。ここは一つのポディーになっておりますので、座長、構成員は同じでございます。

それから、注で書きましたように、先ほど言いましたが、固有事項につきましても、共同会議という位置づけではございませんけれども、例えばJASの関係であれば表示部会という位置づけ、あるいは食衛法の固有マターであれば食品表示調査会というところで、同じメンバーでご議論いただくことによりまして、この会議の審議結果として、固有事項につきましても必要な整理がなされるのではないかと考えております。

恐縮ですが、別紙の通し番号6ページ、1枚に戻っていただきまして、この共同会議におけます検討事項でございます。先ほど資料1の関係でいろいろご議論していただきまして、こういうこともこういう場で議論すべきだという追加項目もございますけれども、それも含めて、検討事項といたしましては、(1)にございますように表示項目の用語、定義について。後ほど説明いたしますが、期限表示の問題あるいは食品の名称や種類別の問題、輸入、製造・加工の定義、あるいは遺伝子組換えの表示等、両方に共通します表示項目につきまして共同会議の場で議論いただく。

このほか固有事項といたしまして、同じメンバーでご議論いただく項目ということで、例えば食衛法の関連ではアレルギー表示の問題、JAS法の固有事項といたしましては原産地・原料原産地表示等の問題、再三繰り返してございますが、これも同じメンバーでご議論いただくことができます。

2つ目に表示方法について。文字の大きさ、バーコード等を活用した新たな表示方法、一括表示のあり方、表示基準の適用対象、こういうものについても共同会議でご議論いただくことになります。

スケジュールでございますが、人選とあわせまして鋭意事務局で準備を急いでおりますが、11月下旬から12月上旬に第1回会合を開催いたしたい、以後、具体的な検討状況に応じまして開催日程を検討いたしたいというふうに考えております。

以上が共同会議についての宿題への対応でございます。

それから、横長の資料に戻っていただきまして、資料2の2ページをおあげいただきたいとします。中間取りまとめの宿題事項の2つ目は、「期限表示の整合化について」でございま

す。

その右、取りまとめで指摘いただきました内容をもう一回確認いたしますと、「複数の法律において用語や定義などが異なっている表示項目等については、表示を見る消費者、表示を行う事業者の分かりやすさを考え、速やかに整合性の確保に向けて検討に着手すべきである。特に消費期限や賞味期限及び品質保持期限については、関係府省で速やかに定義や用語の統一を図る必要がある」というご指摘を頂戴しております。

これにつきましては、次の欄に書いてございますように、まず品質保持期限、賞味期限の用語の統一ということにつきましては、9月4日から10月3日まで、両方の用語の統一につきましてパブリックコメントという形で国民の各層から意見を聴取しております。さらに、このご意見を踏まえまして、これは両方の制度の共通事項でございますので、共同会議としてご検討いただく。あわせまして、消費期限についても、表現は同じでございますが、定義がやや異なっているというご指摘もございますので、これにつきましては先ほど言いました共同会議で検討することとしております。

これも関連で、この資料の後ろの別紙2をお開けいただきます。通し番号で9ページでございます。別紙2、一番下に9ページと打ってございますけれども、意見募集、先ほどの2つの期限表示につきましての考え方、募集の仕方につきましては、厚生労働省と農水省それぞれのホームページに掲載しております。また、両省の窓口等でこのような資料を配付しております。期間は、9月4日から1ヵ月でございます。意見提出は、厚生労働省につきましては電子メール、農林水産省につきましてはインターネットまたは郵送という形で整理いたしました。

意見募集の結果でございますけれども、その次のページ、通し番号10ページ、横長のものをお開けいただきます。今般1ヵ月にわたりまして募集しました結果、寄せられました意見につきましては、こういう形で整理させていただいております。幾つか整理の項目がございますけれども、それぞれ件数とパーセンテージ、主な理由ということで整理させていただきました。合計で213件のご意見がございました。

上から順番に申し上げますと、賞味期限に統一すべきであるというご意見が134、63%ございました。主な理由といたしましては、賞味期限の方が一般的に用いられており、消費者になじみがある、あるいはコストの問題、字数が少ないからという理由もございますが、こういうことで63%、134件が賞味期限に統一が望ましいというご意見でございました。

それから、統一は不要であるという意見も41件、19%ございました。消費者にとりましては両方とも定着しているということで、現段階で特に混乱していない、あるいは外国でもいる

んな表記方法があるというのが主なご意見でございまして、統一不要ということで 41 件、19% ございました。

逆に品質保持期限に統一すべきというのが 26 件、12%。理由といたしましては、賞味期限は足の早いものについて使われております消費期限と語感が近いので、混同しやすいというようなご意見、あるいは添加物につきましても賞味期限は不自然、不合理であるというご意見がございました。また、3つ目に、消費者が表示について求める食品の安全期限という考え方も一つの理由に上がっております。

その他といたしまして、新しい用語の提案等が 12 件、6% ございました。例えば品質保証期限というようなご提案もございましたが、詳細は割愛させていただきます。

合計で 213 件の意見がございましたが、ご参考までに件数に対します内訳といたしましては、意見提出の段階で付記されたものに沿って整理いたしますと、個人から 109、事業者から 96、消費者団体から 8 というのが今般の国民からの意見聴取の結果でございます。

もう一回通し番号 2 ページに戻っていただきまして、以上が(2)の項目、宿題につきまして、繰り返しでございますが、こういったご意見を踏まえまして今後共同会議で検討していきたいというふうに考えております。

その次の(3)でございますが、「その他の表示項目」。(2)とも関連いたしますけれども、例えば食品の名称について、あるいはそれ以外の用語・定義等の運用、文字の大きさ等につきましてもご指摘いただきました。これにつきましても同じ共同会議の場で議論していきたいというふうに考えております。

これにつきましては、別紙 3 に現行の定義を書いておりますので、後ほどご参照いただくことにいたしまして、説明は割愛させていただきます。

それから、指摘事項の 4 つ目でございますが、「相談窓口の一元化について」、通し番号の 3 ページでございます。もう一回懇談会での指摘を繰り返させていただきます。

2 つ目のコラムでございますが、「現行では、例えば食品衛生法では厚生労働省、都道府県、保健所等、JAS 法では農林水産省、農林水産消費技術センター、都道府県等が問い合わせに応じているが、消費者、事業者双方の利便、各表示制度の整合的運用の観点から、各表示制度の相談窓口を一元化することが求められている。このため、相談窓口の一元化(ワン・ストップ・サービス)を進めるべく、地方自治体等の意見も聴きながら、関係府省で速やかに検討することが必要である」ということでございます。

これにつきましては、別紙 4、通し番号で 14 ページをお開きいただきます。「相談窓口の

一元化について」ということでございます。これにつきまして考え方を整理しております。

今般、概要のところでございますように、今年中を目途に相談窓口の一元化に着手したいというふうに考えております。具体的な設置場所等につきましては、の(1)に書いてございますように、JASサイドの機関でございますが、消費技術センター本部(さいたま市)に、私ども厚生労働省認可の社団法人でございます食品衛生協会の職員、この方は自治体で食品衛生監視員をされておりましたOB、現在、食品衛生協会の職員でございますが、この方を消費技術センター本部に派遣いたします。同じように、(2)でございますが、食品衛生協会(渋谷区)に、消費技術センター、これは現役の職員の方でございますけれども、派遣していただく。食衛法あるいはJAS法に精通されている方々をそれぞれ相手方の機関に派遣する、こういう仕組みでございます。

したがって、(3)でございますように、2つの立場の相互乗り入れによりまして、食衛法及びJAS法で規定された表示に関する消費者、事業者等からの相談につきましては、消費技術センター本部及び渋谷にございます食品衛生協会それぞれで両制度について対応できる、こういう仕組みを構築いたしたいというふうに考えております。

なお、相談につきましては、電話あるいはご来訪者に対します窓口による受付ということで考えております。

業務の内容といたしましては、2点整理しておりますけれども、1つは、食衛法、JAS法で定められたそれぞれの表示に関する相談でございます。ただし、相談内容が景表法にわたる場合には速やかに公取の方の担当部署に連絡することとしております。

2点目は、両制度にかかります食品表示に関する苦情・違反に関する情報の受付あるいはこの処理のため関係機関への速やかな回付。

この2点を業務といたしまして、消費技術センターと食品衛生協会に相互乗り入れの窓口を設けることによりまして一元化を図りたいと考えております。

次のページ、実施時期でございますが、今年中に試験的に開始したい。当面、週2回程度、各箇所1回の開設を考えております。

今後の問題といたしましては、今は国レベルの取り組みをご紹介して、年内に着手することにしておりますけれども一点、済みません、修正させていただきます。先ほど消費技術センターから食品衛生協会へ派遣の職員、現役の方と申し上げましたが、この方もOBの嘱託ということでございます。大変失礼いたしました、訂正させていただきます。

15ページにつきましては、自治体への要請ということで、各自治体に対しまして一元的な

相談窓口の設置を今後要請していきたい。具体的な中身につきましては、両省でさらに相談していきたいというふうに考えております。

それから、食品表示全般に関する相談対応への人材育成ということを考えておきまして、国レベル、自治体レベルと2つ書いておりますけれども、1つは、厚生労働省所管の食品衛生協会の相談員に対しまして、食衛法だけでなくてJASの内容に関します研修も実施したいというふうに考えております。一方、消費技術センターにおきましては、これまでも食衛法に関します表示全般について相談されておりましたが、さらにその研修を強化するというところでございます。

自治体レベルでは、保健所とか、あるいは都道府県のJAS法担当部局等、こういったところの職員に対しまして、それぞれ他方につきましてはの講習会を開催して、窓口での対応能力を高めていきたい、このように考えております。

もう一度横長の資料に戻っていただきまして、通し番号3ページ、(4)までご説明しましたが、(5)「共通パンフレットの作成について」でございます。

指摘事項は、その次のコラム、「消費者、事業者双方に対する取組みとして、各表示制度について一覧できるパンフレット、具体的事例を豊富に盛り込んだ分かりやすいQ&Aの作成や、表示制度に関する説明会の開催等を各府省が連携して積極的に行うことが必要である」ということでございます。こうしたものを作成し、各ルートを使いまして有効に配布すべきである、という点もご指摘を頂戴しております。

現在、厚生労働省、農水省、公正取引委員会が連携いたしまして、食品表示制度のすべてを一覧できるようわかりやすいパンフレットを合同で作成すべく準備を進めておるところでございます。また、でき上がりましたら、できる限りいろんなルートを通じましてホームページへの掲載も考えていきたいと考えております。これに関しましては、各省合同で説明会も開催したいと考えております。

この関係は別紙5に資料をつけておりますが、時間の関係で説明は割愛させていただきます。

次、通し番号4ページでございますが、懇談会からの指摘の第6点目でございます。表示にかかります「監視体制の連携について」もご指摘を頂戴しております。

指摘の内容は、「効率的・的確な監視の観点から、専門的知識を有する担当部局がそれぞれ監視を行うとともに、国レベル、県レベルを通じ、各法担当部局が密接な連携を図る必要がある」というご指摘でございます。先ほど申し上げました一元的な窓口や、あるいはそれぞれの窓口寄せられました両法にかかります表示違反等に関する情報につきましては、これから相

互に連携して対応することとしています。

これにつきましては、一番右端にございますように、今年の4月に開きました食品表示関係3省、すなわち公取、厚生労働省、農水省の連絡会議におきまして、こういった指摘にある意味では事前に対応しておりました相互の連携、調整のもとで迅速な対応を行うということで協議いたしまして、これに必要な連携体制を構築することを確認しております。

これを踏まえまして、これまでのところ、まず農水省では、6月にこの旨、関係方面に文書で通知されております。また、厚生労働省は、先般、全国の食品衛生担当課長会議を開きまして、同様にこの連携の実を上げる制度の構築につきまして各県にお願いしたところでございます。

資料2のご説明は以上で終わらせていただきます。

本間座長 ありがとうございます。

ただいまの(2)中間取りまとめで指摘された事項の検討状況、宿題が出されていたわけですが、対応の一元化ということがご説明の中であったわけでございます。これにつきましては、議案ではアからエと4つに分かれておりますけれども、これを一括してお話する方がよろしいのではないかと考えまして、ご意見を頂戴したいと思います。

いわゆる共同会議というものが提唱されております。それに基づいて窓口の一元化、結果として共通パンフレット、広報の仕方等を考えているということでございます。

小沢委員、どうぞ。

小沢委員 共同会議の位置づけについてちょっとご質問があるんですが、表示部会のもと申しますか、調査会、JAS法でいえば表示部会というふうな仮称がついておりますけれども、全く同一の委員で構成というのがいま一つよく分からないんですが、両方の委員を兼務するという事ではないですよ。それぞれの調査会の委員、それぞれが共同会議に出ていらっしゃる、そういう形ということでしょうか。

吉岡企画課長 今の点は、それぞれの審議会の部会あるいは調査会の委員を兼務していただくという考え方でございます。

小沢委員 それぞれというのは、両方の肩書を持つという意味ですか。

吉岡企画課長 この共同会議に参加される委員につきましては、一方で食衛法関係の審議会の調査会委員であると同時にJAS法の部会の委員でもある、こういう位置づけで共同で任命させていただく、こういうことでございます。

小沢委員 もう一つ、何人ぐらいの規模をお考えでいらっしゃいますか。

吉岡企画課長 全体で10ないし12名、先ほど申し上げました各分野から選びたいというふうに考えております。

本間座長 共同会議の委員といいますのは、両省の大臣から発令されるということでございますね。10ないし12名の委員構成で、両方の会議に出ていることによって整合性をとれるというお考えのようでございます。

小沢委員 ほかの点で伺ってよろしいでしょうか。

本間座長 小沢委員、どうぞ。

小沢委員 相談窓口の一元化のところですが、相互乗り入れという形をおとりになるということですが、当面、週2回、OBの方をお一人ずつということなのか。

よくわからないのは、いろんな相談があって、実際に新しい省令などが出たりすると、業界の方なり何なりから具体的な技術問題を含めてお問い合わせがあると思います。これぐらいの乗り入れで、いろんなお問い合わせの量的な問題を含めて対応できる程度ぐらいとお考えなのかどうか、その辺がよくわからない。こんな程度かなというふうな印象が非常に強かったものですから。

それと、今後は都道府県レベルを含めてというふうなことも書かれておりますけれども、例えば食品衛生協会さんも多分県レベルでおありだと思いますが、そういうところのレベルでもこういったことを考えられないのかどうなのか。要するに、これぐらいのことでいいのかなということを非常に感じましたので、現状で予測されるお問い合わせの量などもあわせて伺いたいと思います。

本間座長 まず、非常に件数が多いでしょうという量の問題……

小沢委員 多いのかどうかよくわからない。

本間座長 最初に、質的といいましょうか、機能の面をもうちょっと具体的にご説明いただいた方がよろしいのではないかと、いかがでしょうか。

吉岡企画課長 当初来年度からというふうに農水省とも相談しておりましたが、早く着手できればそれにこしたことはないだろうということで、先ほど申し上げましたさいたま市と渋谷区に相互乗り入れによりまして、年内に2カ所開くことで考えております。

相談の内容につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、週2回程度で十分かどうかは、まずは開いてみて、どの程度のご相談状況であるか。それをよく見ながら、もし必要であれば今後の問題として、場所の拡大につきましては、これはそれぞれの団体にご協力いただくことが前提でございますので、その状況を踏まえて考えていきたい。ある意味ではパイロット事業

的な位置づけもございますので、週2回、1名ずつの乗り入れで、2カ所ということで始めさせていただきますと考えております。

もう一点は……

本間座長 件数はこれからの話になりましようけれども、いかがでしょうか。

小林品質課長 例えば消費技術センターへのお問い合わせのものについていうと、具体的な件数は持っておりませんが、恐らく消費者の方がお尋ねの案件については、食衛法の部分についても消費技術センターのメンバーで大体対応できるレベルのものが多いだろうと思います。それでもなおお答えできない部分についてお答えしなくちゃいけない。今、資料をもらいましたけれども、中身はまちまちだと思いますが、消費技術センターでの相談、企業からのご照会が年間5,000件、消費者からのご照会が6,000件くらいあるというふうに聞いております。

ただ、このうち、今申しましたように、ほとんどのものは今でも対応できていて、極めてボーダーライン的な自分たちで処理できないものについて食衛協でお願いします、という形でお願いしていることになると思います。その件数、具体的なデータはございませんけれども、1割もあるかどうかわかりませんが、5%だとすれば年間500件とか600件になるという形になるかと思えます。ただ、「共同の窓口がないので聞かなかただけで、窓口ができたなら聞きますよ」というお話であれば、プラスアルファが出てくるだろうと思います。

ということで、どれぐらいの件数かわかりませんが、仮に500件だとすると、1日当たり2件ぐらいというペースになるんでしょうか。そういたしますと、人一人ずつ毎日張りつけておく必要があるかどうかについては、今の段階では判断がつかないところがございますので、まずは一、二カ所からやって、ニーズが高くて対応できないという状況になりましたら、その段階でまた広げていくというのが現実的かなというふうに考えております。まだ手探り状態ですので、まずやらせていただきたいということでございます。

本間座長 垣添委員。

垣添委員 今、両課長からご説明いただき実情はわかりました。この問題が出てきたのは、消費者の皆さんも産業側も潜在した不満があるからだと私は思います。ここにご相談しますと、また各都道府県に振られるということになってしまったら、もと同じになります。そうならないようにしますと、1日2件でも、その後ろでしっかりお答えいただく作業は膨大だというふうに認識しますので、そのことを覚悟して踏み込んでいただかないと、形をつけただけということになってしまい本来の目的に添わないと思います。

本間座長 要するに、アンテナショップに質問したら、そこから答えが返ってくるというご期待ですね。

垣添委員 ええ、そう期待します。窓口だけということでは……。

本間座長 この辺はいかがでしょうか。

吉岡企画課長 とりあえず質問を受け付けたけれども、結果的には都道府県に回って、そこでまた時間がかかる、これは従来のあれと同じでございますので、今回はそれぞれ制度に熟知した職員を相互に交換するというところでございまして、私ども、窓口の一元化という名前でオープンする以上、そこは責任を持って対応したい。

ただ、量的な問題につきましては、活用の様子を見ながら取り組んでいきたいと思っております。仮に年内に実際にオープンしてみて、要望の件数が高ければ来年度の予算で弾力的に対応することも可能でございますので、実際の活用状況を見ながら、農水省とよく相談して、来年度以降、必要があれば拡大することも視野に入れて対応していきたいと考えております。

本間座長 いかがでしょうか。委員の方々におかれましては具体的なイメージがつかめたでございでしょうか。

粟生委員 どうぞ。

粟生委員 質問ですが、4ページに「監視体制の連携について」という欄がありますが、このところ、指導という意味も含めてというふうに理解してよろしいのでしょうか。

表示に関しては、指導で改善される部分があると思います。すぐに監視してどうこうということではなくて、この中に意味的には指導ということも含めていただきたいと思います。

本間座長 指導に関するご意見でございますが、この辺はいかがでしょうか。

吉岡企画課長 監視という言い方は、要するに、ある表示が法律にかなっているかどうかということを厳しく見るというイメージがありますけれども、その前提問題として、企業からのお問い合わせ等があれば、単に取り締まるだけでなく、今おっしゃったように指導ということも当然あるというふうに考えております。取りまとめでの用語の使い方は監視ということになっておりましたので、こういう形でお答えさせていただいておりますが、両制度の連携、調整が図れれば、監視の手前の指導の段階でも従来に比べて連携のとれた対応ができるんじゃないかというふうに考えております。

本間座長 (6)は監視ということが書いてあるけれども、指導を含めたものというご意見ですね。

小沢委員、どうぞ。

小沢委員 連携というのは非常に使いやすい言葉で、連携と言ってしまうと、あ、そうなのというふうなことになりがちですが、具体的にどんなふうに連携をするのかという中身の詰めがもう少し必要ではないかと思います。

例えば、今、日常的に自治体がなさっている具体的なモニタリング検査などで、検査の前の連絡の調整をどんなふうにするのかとか、検査の途中の連携の仕方とか、検査の後の連携の仕方とか、いろいろあると思いますが、もう少し具体的な中身とかイメージとかを書いておかないと、一般論になってしまうのではないかというふうにちょっと気がかりですが。

小林品質課長 監視のところですけども、ここでご指摘いただいていた点は、何か不正事案があったときに、各役所がばらばらに入っているんじゃないかというのが一番の問題意識であったと思います。ということでございますので、例えば農林水産省の場合でしたら、今から立ち入り検査に入るとした場合、これはもしかしたら公正取引委員会に關係する部分ではないか、あるいは食衛法にかかわる部分がありはしないかというときには、關係セクションから必ずその担当部局に連絡して、先方の話を聞いて、これは公正取引委員会で問題にはならないということであれば一緒に行かれませんが、問題になり得るということであれば一緒に立ち入り検査に入るというふうな体制をとってありまして、最近でも何件か一緒に入っているというふうになっております。

そういったのは狭い意味での連携ということではございますが、現実的な問題として、そういうふうと一緒に一緒に入って処理するということはほぼシステムとしてでき上がりつつあるかなと考えております。

本間座長 今のは、実際には是正措置というアクションに關係することではございましょうか、あるいはその前の相談、指導に類するそのあたりのアンテナショップの効能について産業界の方のご意見、いかがでございましょうか。

どうぞ、岩崎委員。

岩崎委員 私どもが相談窓口の一元化といっていますのは、1つは、そこへ問合わせれば責任を持ってすべてのことについて教えてくれる体制をとっていただきたいということでありまして、いろんな形で複雑なものですから、業界で何か表示しようと思っても、落ちがあったりする場合もあるんですね。ですから、そういうものも含めて親切にこうだということ教えていただけることと、問合わせたことについては責任を持って教えていただく。ほかのところにも聞いたらいいよということもあるかもしれませんが、例えば消費技術センターなら消費技術セ

ンターで、そういうところの問い合わせも含めて、最初は少し時間がかかるかもしれませんが、教えていただけるような体制をとっていただければありがたいということが1つございます。そういうような体制をとっていただきたい。

もう一つは、前にさかのぼってしまって恐縮でございますが、共同会議がございますけれども、商品もいっぱいありますし、業界の対応もいろいろあるということで、表示部会だけでは、処理するといっても、実態がわからない部分も多いんじゃないかというふうに考えております。物によりましては分科会形式的なものを設けて、よく実態を把握した上で、いろいろな形で決めていただくということで、分科会形式的なものをあわせてとっていただければありがたいと思っております。

以上であります。

本間座長 そうしますと、岩崎委員お尋ねの分科会というお考えは、具体的な事項の細部を分科会で担当するというところでございますが。

小林品質課長 今出ましたのは、例えば個別品目について決めるときに、表示部会のメンバーといいますのは、消費者の方いらっしゃる、生産者の方いらっしゃるということで、必ずしもそのジャンルについて専門でない方が集まっておられて、それで細部までルールを決めるのは無理じゃないかというご指摘だと思います。

そのあたりにつきましては、例えば、今のJASの調査会でも、個別品目については専門のプロジェクトを立ち上げて、その結果をJAS調査会に諮っていくスタイルにしております。今回の場合について、表示部会ということで統一する以上は、すべてのものが表示部会を経由するという形にしないといたしません、技術的な問題について表示部会に専門家の方をお呼びするやり方とか、あるいはその下にワーキンググループをつくるやり方とか、それはあると思っておりますが、そのあたりは工夫したいというふうに考えます。

今の段階でどういうスタイルにするか即断できませんが、いずれのやり方にしましても、食品衛生審議会の方でもJAS調査会の方でも、現行の委員を任命する仕組みの中でそういった対応は十分可能だろうというふうに考えております。

本間座長 共同で指導なり相談に応ずるということでございますけれども、食品産業というのは大変小さな規模なものが多いということで、こういうふうなところの相談にもきちんと対応していただけることになるわけでございますね。

あと、年内に2件のアンテナショップを張るということでございますけれども、場合によっては地方に出向くということもこれからあり得るわけでございますでしょうか。

吉岡企画課長 その点は、先ほどお話ししましたように、アンテナショップの活用状況を見た上で、非常にニーズが広い、あるいは相談の体制も、例えば週2回ぐらいではおさまらないということであれば、少し時間をいただいて拡大の方向で検討していきたい。

それと、両団体の乗り入れの仕組みだけでなく、先ほども少し触れましたけれども、例えば保健所 保健所というのは食衛法の所管でございますが、JAS法のことを聞かれる可能性がある場合にも最低限のきちんとした窓口対応ができるように、各保健所の食品衛生監視員に対する研修も実施していこうというふうに考えております。

監視体制の連携とあわせまして、食衛法、JAS法の窓口でも関連する制度に対する認識が深まれば、相乗効果でいろんな意味でのサービスが向上するのではないかとというふうに我々は期待しています。いずれにしても、アンテナショップにつきましては、少し前倒しで年内にやらせていただく。その状況を見ながら、アンテナショップを開く目的が達成できるように前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

本間座長 和田委員、どうぞ。

和田座長代理 先ほどご説明のありました共同会議における審議、確かにそれぞれの品目ごとに特に産業界におきましては一番詳しい方が審議に加わるということが必要だとは思いますが、そうしますと、分科会になるのか専門委員会になるのかわかりませんが、そういうところがさらに共同で設けられていくのかということを考えますと、これはこれからさらに議論があると思いますが、例えば専門委員として共同会議に参加していただく、そういう方が今の段階では適当ではないのかなという気がいたします。

もう一つは、農水省に食品表示問題懇談会ですか、ここが3つの課題について今まで議論してきました。1つは日付表示について、これは当然農水省だけで検討しました、厚生省は別に検討しております。それから、正確な題名を覚えておりませんが、青果物の原産地表示、それと遺伝子組換え食品の表示、この3つについて例えば食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会でしたでしょうか、そういうタイトルになりまして、業界の方はメンバーが大分替わられましたけれども、消費者団体は同じ消費者団体、主婦連も含めて3団体が参加いたしました。

私どもは、それに適した団体があるならば、消費者団体は固定しない方がということ、文書で申し入れたわけではなくて、農水省のその当時の担当の方にご相談したこともあるんですけども、いや、表示についての消費者の意見というものを求めているのだから、消費者の方は固定でいいのではないかとということで、今に至った経緯があります。食品表示問題懇談会というのは、3年ぐらい立ち消えになっているという状況で、廃止するなら廃止、当然そうだと

うと思います。

長くなりましたが、分科会、専門委員会という段階で議論を重ねていくより、共同会議に専門委員に参加していただくということで差し支えなければその方がベターではないか、今の段階ではそう感じております。

本間座長 共同会議の構成、運びの中で、専門に類するものが出た場合にどのような運営をするかということで、とりあえず専門部会もあり得るとというのがご説明ではございましたが、従来設けられました部会との重なり等も出てくるかもしれない、その辺に关しましていかがでございましょうか。ご意見、ございますか。

委員の総数が10ないし12というとりあえずの提案でございますけれども、そうしますと、仮に食品衛生調査会の方ですと、委員の数が20名くらいおられて、そのうちの何名かの方が共同会議のメンバーの辞令を受けるということになるのでございましょうか。

吉岡企画課長 分野につきましては、先ほど申し上げたとおり、消費者、事業者等から人選いたします。一部の委員につきましては、既にある審議会の委員という立場をお持ちの委員もいらっしゃいますが、このあたりは農水省とよく相談していきたいと考えております。

先ほど農水省からもご説明がございましたけれども、共同会議の運営の仕方につきましては、表示のことですから専門的な事項もあるとは思いますが、それはきちんとした議論がされるような仕組みを工夫しないといけないと思っておりますが、共同会議ということで、制度をまたがって議論することに大変意義がありますので、その趣旨が損なわれないようによく両省で考え方を整理した上で、対応していきたい。その上で分科会方式とか、あるいは専門委員を追加するとか、適正な方式を選択していきたいというふうに考えております。

本間座長 ありがとうございます。農水省の方で追加がございましょうか。

小林品質課長 委員の人選につきましては、例えばJAS調査会の場合については、本委員会と申しますか、一番上の委員会に20名の方がいらっしゃいます。今回、10名でも12名でもいいんですが、仮に10名で、5人がJAS法、5人が食衛法だと言いますと、5名全員がJAS調査会の20名の中から出るかどうかについては別の話でございまして、メインはそういった方になると思っておりますが、いろいろとバランスを見まして、何名かは別の方になるということはあることだろうと思っております。ですから、JAS調査会のメンバーの中だけで人選するというふうには考えておりません。恐らく大半はそうなると思っておりますが、そういう制約はかかっておりません。

本間座長 小沢委員、どうぞ。

小沢委員 共同会議の持ち方として、先ほど和田委員がおっしゃった意見に賛成でございます。

それと、いろんな組織、審議会があって、分科会があって、ここでと何段も上に繰り上がっていくことではなくて、私などの感じだと、むしろこの場合のメンバーも、JAS調査会のメンバーからとか、食品衛生調査会表示部会の方からとか、代表的に1人ぐらいいらっしゃればいい。私のイメージですと、前の会議でも申し上げましたけれども、実際に消費者の意見を聞いていらっしゃる相談員の方だとか、企業の場合でも表示のことを担当なさっている方だとか、できるだけ現場に近い方が議論して下さるのが一番いい。そのことについて中身はオープンになって、もちろん委員についても、どういう方であるかということはオープンになっている、そういうことの方がむしろよろしいのではないかというふうに感じております。

本間座長 いかがでしょうか。

私が意見を申し上げるのはいささか問題があるかもしれませんが、表示の仕組みは食衛法とJAS法にまたがっているということですね。その整合性をつけるために、できればある委員が両方を兼ねるということによって、法律の運用上あるいは整備上整合性がとりやすいのではないかというのが共同会議で、しかも両省で任命の委員がおられるというその部分ではないかと思いますが、恐らく小沢委員の発言は、その割合といたしまして、その辺のことを申されているのでございましょうけれども、いかがでございましょうか。

大分時間もたって、開催以来2時間余り過ぎておりますので、とりあえずここで10分ほど休憩を入れさせていただいて、さらに審議を重ねていくということによろしゅうございましょうか。

では、この時計、今、15分でございますので、25分に再開させていただきたいと思っております。

(休憩)

本間座長 それでは、会議を再開させていただきたいと思っております。

ただいまは対応の一元化等を含めた会議あるいは指導のあり方が議論されたわけでございますが、次にステップを進めさせていただきまして、議題では報告事項ということになっておりますが、このような法律の一元化あるいは運営の一元化ということに関しまして、農水省あるいは厚労省の方でそれぞれの構想を進めているという段階かと思っております。したがって、両方の省のお考えをここでご説明させていただきたいと思っております。

そういうわけで、まず農水省の方のお考えをご説明いただきたいと思います。

小林品質課長 お手元に「農林水産省提出資料 JAS法と食品衛生法の表示の一元化についての検討」という資料があるかと思います。横紙でございますが、ございますでしょうか。座って説明させていただきます。

大変妙なスタイルの資料の提出をさせていただいております。農林水産省提出ということで、ほかの部分は厚生労働省と共通ですが、ここは農林水産省のメモということで提出させていただきました。

どうしてそういう妙なことになってしまったのかということについてでございますが、中間取りまとめでご報告いただいたことについての読み方、解釈が農林水産省と厚生労働省とで少しずれがございます。中間報告でいいますと、9ページのところでございます。これも手元に再度配ってあるかと思えます。中間取りまとめ（全体版、概要版）、参考資料3と書いてある分、その9ページのところです。このところで、組織については、いろいろ意見はあったけれども、「専門的知識を有する行政組織がそれぞれ担当することが適当である」、9ページの（1）組織についてはそうなっています。

（2）法律については、一本の法律にまとめるべきという意見と、それはむしろ弊害があるという両方の意見があった、法律のところは両論併記になっております。

その上で、一番最後の2行のところに「中長期的には……表示に関する組織・法律のあり方について改めて検討していく」、こういう書きぶりになっております。

私ども農林水産省の方で理解しておりましたのは、組織は行政組織、今のままでやりなさい。法律のところについては、時間がなかったので議論はまだ熟していない、いずれにせよ中長期的には検討しなさい、私どもはそういうふうに読んでおりました。それでは一元化についての議論の素材を提供しなくちゃいけないんじゃないか、というふうに私どもは理解していたということでございます。このあたりの読み方が違ったものですので、農林水産省単独の提出という形になっております。提出いたしました内容をご説明させていただきます。

あけていただきますと、「法律の一元化の検討の前提」という枠がございます。これは、ここに書いてありますように、今から議論する議論の前提ということですが、システムとして各関係省庁が継続的に表示について整合性がとれるようにしていくことをねらいとして、かつ書いてありますように、「組織については……専門的知識を有する行政組織がそれぞれ担当することが適当」という中間整理を踏まえた上で、法律の一元化としてどういうことが考え得るのかという頭の整理をさせていただいたということでございます。

現行の仕組みが1ページ目のところに書いてございますが、現在はどうなっているかといいますと、JAS法については、品質に関する表示、これは原産地表示とか期限表示とかがございます。これについて農林水産大臣が基準を決めて、農林水産大臣が監視をして、是正措置も農林水産大臣がやる。しかも、是正措置の内容は、さらに罰則がございまして、指示、命令という手法をとっております。

それに対しまして食品衛生法は、アレルギー表示あるいは期限表示 期限表示はダブっているという趣旨で書いてあるわけです。それがございまして、厚生労働大臣が基準を決めて、厚生労働大臣が監視して、是正措置も厚生労働大臣がやる。ただし、是正のところになりますと、JAS法と違しまして廃棄命令だとか、要するに人体に対する影響があるので、一種強権的な措置がここに織り込まれているという仕組みになっています。それから、直接罰といまして、その行為をやったことだけで罰則がかかるというふうなペナルティーの強いものが入っているのが食品衛生法です。

JAS法と食品衛生法は現在こうなっている、これを仮に一元化するとすれば、どういうスタイルが考え得るのかということ整理したものが2ページ目以下でございます。どんな場合でもそうですが、役所が物を考えますときには、テーマがあった場合、やるとすればどういう形になるのかというものをまずつくって、それにどういう問題があって、今の仕組みに比べていいのか悪いのかという検討の頭の整理をしていきますので、そういうことでやってみた一種のブレインストーミングのための素材というふうにご理解いただきたいと思います。

まず考えましたのはA案でございます。食品表示法をつくるべきだ、一括した法律をつくれれば解決するんじゃないかというお話がございましたが、一番簡単に考えてみたのがA案です。

そういたしますと、仮に食品表示法という法律をつくる。そのもとに品質に関する表示のルールと衛生上の危害の防止に関する表示のルールを第1章でも第2章でもいいから書いて、第1章は、農林水産大臣が基準を決めて、監視をして、是正措置も農林水産大臣がやります。第2章の衛生上の危害のところについては、厚生労働大臣が基準を決めて、監視をし、是正措置をします、そうすると一つの法律にはなります。これで法律は一本化できたということであれば可能性はあるだろうと思いますが、意味があるかということについては疑問がある、今と何も変わらんんじゃないかというのが1つ目のA案です。そういう問題点があるということでございます。

B案は、いやいや、そういうことではなくて、基準も監視体制も是正措置も全部共同でやったらいいんじゃないか、というのがB案です。これにつきましては、原産地表示も期限表示も

アレルギー表示も農林水産大臣と厚生労働大臣が共同で決め、監視も共同でやり、是正措置も共同でやるのでどうかということですが、一番最初に申し上げました組織を変えないということ的前提にいたしますと、いろいろ問題がございます。

例えば、厚生労働大臣が原産地表示を決めるというのは適当なのか、組織の役割としてそんなことができるのか、あるいは農林水産大臣が衛生上の危害の問題について基準を決めることができるのか、適当なのかということがございますし、監視の問題もございます。

さらに、大きな問題、一番端的に問題が出てきますのは、是正措置のところ、食品衛生の場合には、先ほど言いましたように人体に危害を与えるということですので、廃棄命令あるいは直接に罰則をかけるという強いペナルティーがかかっています。JAS法の場合については、表示がおかしいので、場合によってはそれを直していただければ結構ですというルールになっていますので、指示、命令ということになっているわけです。その場合にどのルールをだれが適用するのかということになると、私ども、ブレンストーミングとしても頭の整理ができなくなってしまう。また、共同でやるということになりますと、最終的には一体だれが責任をとるのかということもはっきりしなくなるということがございまして、B案というのは、何となくいいようではあるんですが、実際にできるのかということについては、私どもとしても妙案が出ていないというのがB案です。

C案は、B案の問題点を解決するために応用動作でつくったものですが、一番左の原産地表示のように品質のみに関する部分については農林水産大臣が一貫してやる、設定も監視も是正もやる。ここではアレルギー表示と出ておりますけれども、衛生上の危害の防止のみに関するもの、これは厚生労働大臣のみの専権ですので、厚生労働大臣が基準も監視も是正措置もやる。両方にまたがるところについては共同でやったらいいんじゃないか、というふうなことが考えられます。

これについては、先ほどB案で言いました問題点の幾つかは解消されています。しかしながら、二本建てがややこしいと言っているのに、それが三本建てになるのかという問題点と、相変わらず是正措置、このあたりについてだれが責任を持ってやるのか、どういう手法でやるのかということについての疑問はなお残っている、というのがC案でございます。

D案といいますのは、先ほどご議論いただきましたような運用の改善だとか、監視体制の連携だとか、制度の見直しというふうなことをやっていった中で、実務上できるだけ一元的な制度に近い方向に持っていったらどうかというのがD案でございます。

一元化したらどうかというご議論については、いろいろとご議論が出ておりますが、私ども、

多少空回りしている面があるのではないかというふうに思いますので、議論を建設的に前に進める意味でも、議論を整理した方がいいのではないかというふうに考えました。A案がいいとか、B案がいいとか、これでいきましょうということではなくて、頭の中の整理を一度させていただいたということでございます。

中間取りまとめの読み方として、この問題は既に済んだことだからいいということであれば、それでも結構でございますが、議論の素材になればということでご説明させていただいた次第でございます。

以上です。

本間座長 ありがとうございます。

中間取りまとめの中で、中長期的な展望に関する考え方が両省で少し距離があるということございまして、とりあえず展望ということで農水省の方から出されたのがただいまのご説明でございます。同じく、とらえ方は違ったとしても、厚労省におきましても展望があるわけでございますので、次に吉岡企画課長の方からご説明いただきたいと思います。

吉岡企画課長 ただいま農水省サイドの取りまとめの読み方等についてお考えを示されましたけれども、私ども、中間取りまとめの見方はそんなに違っているとは思わないんですが、私どもとしては法律レベルの一元化の議論は中長期的に考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

といいますのは、懇談会の中でも、組織につきましては専門性を考えなきゃいけない、また法律の一元化につきましても両論があったということで、両制度の現状のままの一元化というのは、いろんな課題を克服していかなければ難しいのではないかというふうに私ども、思っているわけでございます。むしろこの取りまとめでご提言いただきました短期的にできることの整備を急ごう、というのが私どもの考え方です。もちろん、この分は農水省も一緒にやってきております。

例えば期限表示の一元化というのは、両制度を統合しなくても、省令、告示レベルで一元化できますし、また共同会議の提案をさせていただきました。これは、従来の縦割りの審議会でそれぞれやってきたことをベースのところでもとめるということで、ほかの省庁に見ない取り組みだと思っておりますし、また従来縦割りの弊害として特に指摘されておりました表示の相談窓口の一元化、あるいは一覧的なパンフレット、監視体制の連携、こういうものをまずご提案し、それぞれを着実に実行していく中で、現在言われております縦割り批判についてどの程度問題が解決できるのか、部分的にできないところがあるのかどうかということを確認めなが

ら進んでいく必要があるのではないか。私ども、繰り返しになりますけれども、法律レベルの一元化の是非の議論は中長期的にやるべきだというふうに考えております。

これまで5回の懇談会でも時々発言させていただきまして、考え方を示させていただいておりますけれども、JAS法も食衛法も、いろんな意味で表示制度は今、岐路に立っているというふうに私ども、考えております。偽装表示の問題、原産地表示の問題もございましたが、一方では、先ほどご指摘のように、例えば香料等の添加物の表示、結局違法添加物を防げなかったのではないかとということで、監視体制とか研修方法を含めて、それぞれ現行の表示制度で抱えている問題点があるのではないかと。こういうものをまず足元からそれぞれ議論し、特に共同会議が立ち上がるわけですから、両方の制度について議論して行って、制度の見直しをきちっとやっていく。その上で、足らざるところとして消費者の要望にこたえるには何があるのかということも議論すべきである、そういう意味で中長期的に考えていきたいというふうに思っております。特に今から申し上げます4点についてきちんとした議論が必要である。

まず、表示義務のあり方ですね。現在、いろんな義務表示の項目があるわけですが、それぞれ今後とも義務表示ということで、すべての事業者に義務づけて、またその監視を行政がやっていくということでもいいのかどうか、これは両制度に共通する問題としてきちんと議論していきたいと思っております。

それから、きょうもご指摘がございましたが、特に義務表示である場合には、表示の内容が正しいかどうか行政として科学的、客観的に検証できなければ規制の実が上がりません。ある表示を見せられて、中身が適正かどうか直ちにわからないというのでは、迅速あるいは的確な行政の対応もできないんじゃないか。片方で違法が放置され、片方だけ取り締まられる、こういうことはいかがかという考え方もございます。

それから、これも前に申し上げましたけれども、食品衛生法に基づきましては、食品衛生監視員が表示、コンテンツ（中身）を含めてトータルで安全性をチェックするという仕組みがきちんと維持できるかどうか。これは、表示の目的として議論されております消費者の選択で全部包み込むのか、あるいはその中でも消費者の選択とは別の視点で、食品そのものの安全監視に非常に重要な機能があるということはこの懇談会のコンセンサスでございますが、そういう面が表示と中身を一体化した監視が引き続ききちんとできるかどうかということ。

4点目は、事業の振興と安全規制の分離。これは、先般の中央省庁の再編でも、厚生労働省と農水省の業務の切り分けに当たって、振興と規制の分離ということが一つの旗に立っております。また、昨今のBSE委員会でも、振興と規制をきちっと分けていくことが基本的に必要

であると。

これは個人的な見解かもしれませんが、表示の問題は、業の振興あるいは事業者からの情報提供と安全の問題が同居している。それぞれの法律に同居しているのではなくて、食衛法は食品の安全を中心に表示の制度が構築され、共通部分もございしますが、JAS法につきましては品質の表示、これを振興と呼ぶのかどうか、当然いろんな意見があると思いますが、私どもから見れば、振興と規制がややごっちゃになる可能性がある。これは先ほど言いました義務表示をどの範囲にするかという問題も絡んできますが、こういう点も含めて少し時間をかけて共同会議、その他の場で現在の表示項目について今後いかにあるべきかという議論をした上で、他に手段がなくて、どうしても法律上の一元化が必要であるということであれば、その段階でその是非を含めて農水省と一緒に考えていきたい、こういうのが私どもの立場でございます。

本日資料も提出せず口頭で申しわけございませんが、ご指名がございましたので、考え方を説明させていただきます。

本間座長 ありがとうございます。

両省の展望が示されたわけでございますが、これはいずれもそれぞれの省でのお考えということで、特段すり合わせたわけではございません。農水省から出されました一つの考え方として4つの例が示されておりますし、ただいまの厚労省の説明に関しましても留意すべき4点が出されて、短期的に実施可能な部分に対応しながら、この4点を留意して法律等の対応を考えたいということでございます。

そういうわけで、いずれも結論を出すという問題ではないかと思いますが、このような2つの展望を踏まえまして委員のご意見を賜りたいと思います。なかなか難しい内容です。

どうぞ、中村委員。

中村（靖）委員 一本化というか、一元化について厚生労働省と農林水産省の中間取りまとめの受け取り方の違いみたいなことは、私も薄々感じていたところであります。私が感じていたニュアンスの違いというのは、厚生労働省の方々は、安全の確保、危害の防止ということについて、歴史的な自信に基づいて、簡単に一緒にして考えるべき問題ではないという心理ではなかったかと思います。農林水産省の方は、さはさりながらそういう方向が出れば、我々は検討するというような受け取り方だったと思います。

私が何回目かの会のときに言ったような記憶もあるんですけども、食品衛生法とJAS法というのは、成立以来、折に触れてよかれという立場から部分的に改正が行われてきた、それは当然いい改正をしようということでもやられてきたと思います。その結果、若干重複する部分

が出てきた。私自身、食品衛生法なりJAS法なりを精密に読んで、その上で考えればいいわけですけども、まことに申しわけないですが、そこまでの時間がないんです。そのときに、2つの法律があることによって、むだというか、重複がある、あるいはわかりにくさが出てきているんじゃないか。そのこのところをきちんと整理して、その上で、例えばここに書いてある仮称である食品表示法みたいなものに一元化できるならばいいのではないかというふうに考えたわけです。ですから、やみくもにというのではなくて、精密な検証を経た上で考えたらどうか。

ただ、この懇談会の前でも、若干のむだがある方がいい、全部きちんと整理するより、多少そういうむだみたいなものがある方が制度としてはいいというご意見もあったと記憶しておりますが、私の考え方としては、そういう気持ちで一本化というか、一元化をイメージしていたということです。ここに農水省の案としてA、B、C、D案が示されていますけれども、これについてどれがいいとか、どれがおかしいということを申し上げるだけのあれがありませんが、基本的な立場としてはそういうことです。

一つ、文字どおりの蛇足ですけども、この間アメリカに行きまして、USDAとFDA、両方取材に行きました。「日本では縦割りの話があるが、アメリカではどうですか」ということを議論した結果、「アメリカは、縦割りについては日本どころではない、すさまじい縦割りである。一本化しようとか一元化しようという議論は確かにあるんだけど、とてもじゃないが、そんなことはできない」ということをFDAのたしか局長さんがおっしゃっておりまして、なるほどこういう問題というのはそう簡単ではないのかなというふうにそのときは感じました。これは蛇足です。

本間座長 ありがとうございます。

いずれも事情は同じというご意見もございましょうが、我々はそれを抜け出したいということでこの懇談会をやっているわけでございます。これはこれからの進め方でございまして、2つの法律の個性というのが成り立ちにあるわけでございますので、これの一本化というのか、あるいは一元的な運用といったらいいのか、全く考え方の違う部分かと思いますが、この資料にこだわらないご意見でも結構かと思えます。

どうぞ。

江口委員 相談窓口の一元化、共同会議、最後には法律の一元化の幾つかのたたき台の図、すべて非常に興味深く、結構なことだと思いました。

お話を聞きながら、あるいは資料を読みながら思ったことを一つ述べたいと思いますが、

法律の一元化の是非という大きな問題があるわけですが、相談窓口の一元化という一番末端のところで法律や組織の一元化の是非のヒントが得られるのではないかなという感じがします。

どうということかという、質問も含むんですけども、相談窓口の一元化というのは、例えば私が消費者あるいは事業者として窓口で質問に行った場合、必ず食品衛生協会の方と消費技術センターの方2人からお答えを聞くことになるのか、ということですね。それだとすると一元化の方向には余り行かないということになりますが、もし正反対といいますか、一元化が進んだことを想定すると、両方の方が逆の方のことをたくさん勉強して、すべてがわかって、1人の人が食品衛生協会の担当者であるけれども、消費技術センター系の質問にも責任ある回答ができるというと、制度は別であっても、相談窓口という末端のところで、ある意味ではその限りでの一元化ができることになるし、できたということになるんじゃないかと思ったんですね。

恐らく最初は、相談に行って、2つに関係した事項であったら、2人の方にお話を聞くことになるのだろう。電話しても、協会の方が終わったら今度はセンターの方というふうに回されるのかなというイメージを持っていますが、その辺はいかがでしょうか。末端の点がA案からD案まであったマクロの法律や組織をどうするかということの最初のテストケースというか、ヒントになるような気がしていて、窓口の実務というのはどういうふうにお考えなのか、そこに興味があります。

小林品質課長 今のお話でございますけれども、要するに、今、ルールが幾つかあって、片方に聞いてもよく教えてもらえないというふうな問題点が一番指摘されています。それについて先ほど厚生労働省の吉岡課長から説明されましたように、1つは、まずルール自体、書いてあること自体がばらばらなので、これをうまく整合性をとらなきゃいけないというルール設定の問題と、説明の仕方がばらばらなので、そこをわかりやすく説明しなきゃいけないというパンフレットの問題、それでもなおわからないので相談に行ったときの相談窓口、こういうふうに幾つか階層があって、それぞれについて対応していこうというふうに考えています。

したがって、今言いましたようなことのルールの見直しだとかパンフレットの作成、そのプロセス自体を通じて関係者の理解の統一というのがまず図られていこうと思います。相談窓口でも、ほとんどの問題については、ルールも簡素化され、理解も進みますので、恐らく答えられると思います。しかしながら、ぎりぎりほんとのボーダーラインにあって、これは食衛法違反なのかどうか、あるいはJAS法違反なのかどうか、言うことに従っていれば農林省は立ち入り検査をしないのか、あるいは指示をしないのかという極めて限られた場合については、

私どもが食衛法担当者のかわりに答えることもできないし、食品衛生の担当者がJAS法担当者のかわりに答えることができないというのは何%が残るだろうと思います。そのために両法の専門家が集まって、その責任で答える。その部分は理解が進めばずっと小さくなっていくと思いますが、最後に何%かは残るはずだというふうに思います。

本間座長 松谷委員。

松谷委員 ちょっとお尋ねですが、それはさいたま市にあります消費技術センターと渋谷にあります食品衛生協会、全国にそこだけあるわけですか、地方にも相談窓口はできるんですか。

吉岡企画課長 当面、年内にパイロット的にその2ヵ所で開きたいと思っておりますが、休憩前のご質問にもありましたように、ニーズが多ければ、来年度以降、充実の方向で考えていきたい。ほかの場所でも開くことができるかどうか、団体ともよくご相談していきたいと考えております。

本間座長 江口委員のご質問の部分は、実際の相談窓口の場面がリアルだったわけですが、当面はルールを簡素化、見直しというふうなものを進めながら、対応の一元化というか、1人出てくるのか2人出てくるのか何とも想像しにくい場面もございますが、それに努めるということだと思います。そのためにはいろいろな説明の資料等も整理していかなきゃいけない、ルールの簡素化が大事であるというご説明だったと思います。まさにここが将来を物語る極めて示唆に富んだご質問だと思いますが、いかがでございましょうか。

丸井委員。

丸井委員 少し具体的なことですが、そのために多分有効だと思うツールは先ほどご説明のあった共通パンフレットだと思いますが、それは先ほどの組織上というか、人をやりとりするというのに関連して、いつごろこのパンフレットが出回りそうでしょうか。消費者向けと事業所向けとで少し時期が違ってもいいかもしれませんが、日程的にはどんな……

吉岡企画課長 今年度の予算を活用して、14年度内につくって、活用を始めるということでお考えいただければと思います。ただ、本当に評価いただけるものを目指したいと思っておりますので、よく中身を詰めた上で作成していきたいと考えております。

丸井委員 先ほど農水の方からもご説明がありましたけれども、現場、例えば保健所とか、あるいは消費者センターあたりでの一般的な疑問とか質問に、恐らく8割ぐらいはこういうものがあると答えられて、技術的、専門的なものについてはどういうふうに対応するかということになっていくと思いますので、これは私個人としてはかなり期待したいというふうに思います。アレルギーのときにも、こういうパンフレットをつくって、それで随分と理解は進み、誤

解が解けた記憶がありますので、年度内ということで期待したいと思います。

本間座長 では、大木委員、どうぞ。

大木委員 今、年内に共通のパンフレットができるということをございましたけれども、ぜひいいものをつくっていただきたいなと思っています。というのは、お店の現場で働いている人たちの話を聞く機会が多いんですけども、例えば消費と賞味、字は違うんですが、その区別さえつかない人が多い。そうしますと、一つの商品の中に任意表示か、義務表示か、何が書いてあるのかわからないというのが一般の人たち。みんな、わかっているでしょうと思うけれども、それでお店の人たちは混乱するという話をよく聞くんですね。

消費と賞味、そういう感じですから、それからしましても、共通のパンフレットというのはすばらしいと思います。ですから、いいものに実現していってもらいたい。一般の人はそこがわからないんです。わからないのはどういう人だろうというところを頭に置いてパンフレットをつくっていただきたいと思います。

それから、一元化というところでは、業者が多いのかもしれませんが、単純に私ども消費者が思うのは、聞きに行ったとき、いろんな意見、AもBもCもあって、中ではいろんなことをしていただくけれども、「最終的にあなたが言っているのはこれですよ」。窓口に行ったら必ずその答えがきちんと返ってくる、それが一元化ということでわかりやすい。一般の人が思うことはそういうことで、中ではいろんなことがあるかもしれないけれども、この人の意見を聞いたらこれです、この人の意見はこれですではなくて、窓口に行ったら必ずきちんとした答えが返ってくることを望んでいるということです。

以上です。

本間座長 パンフレットが共通の理解になりそうなお意見でございます。そうしますと、消費者向けのパンフレットと、事業者向けの説明書、マニュアルと申しませうか、そういうふうな2つに分けてお考えでいらっしやいませうか。

小林品質課長 2つレベルがあると思います。今言われましたように消費者向けと事業者向けとあって、時間も限られておりますので、事業者向けの場合に特に難しい問題があって、個別品目ごとにルールを詳細に、例えばJAS法で言いましたら、個別品表というのがあって、そうめんの表示ルールはこうですよというふうになっている。食品衛生法の方でも、品目、特性によって、カキの場合はこうしなさいとかというふうにいる細かいルールがありますが、そのすべてについて一遍に出すというのはなかなか現実的には難しいと思いますので、まず一般的なものからやっていくという形になると思います。

消費者向けのものについても、一般的ではあるけれども、わかりづらい表示ルールというのをできるだけすっきりできるような形で説明するものをつくっていくのにまず着手して、事業者向けのものについても、すべて一遍というわけにはいきませんので、一般的なものから幾つかでもつくっていったら、その後、順次拡充していくという段取りになっていくと思います。

そういった議論の中で、表示ルール、考えてみるとおかしな点があるねということが出てきましたら、ワーキングといたしますか、合同会議の方にフィードバックして、ルール自体の見直しの方にも反映していく、というふうに循環させていながら進めていくのがいいのではないかと考えております。

本間座長 松谷委員。

松谷委員 そういう資料はとてもいいことだと思いますけれども、例えば賞味期限、品質保持期限、賞味期限という言葉は非常にあいまいなんですよね。ですから、そのあいまいさをきちっとはっきりさせていただくことがないと、賞味期限は、語感が似ていますから、消費期限と一緒にとらえがちで、その中の混乱がある。その辺から見ると、品質保持期限というのははっきりするんじゃないかという感じを私は持ちますけれども、そういうあいまいさを解決してくれるというところが一般の消費者にとっては一番大事なことじゃないかと思っております。

例えば、おいしく食べられる期限なのか、ほんとに安全なのか。今、安全の問題、安心の問題が言われてきているときに、おいしく食べるということは食べ物についての原則ですけれども、そういうことが非常にあいまいになってくるものですから、この言葉が残ることになっているようすけれども、それでしたらはっきりとわかるように、あいまいさを解説していくようにぜひまとめてくださることをお願いしたいと思っております。

本間座長 粟生委員、どうぞ。

粟生委員 パンフレットがつくられることはとてもいいことだと思います。そして、そのパンフレットをいかに生かすかというのは、資料2の15ページのその他の項目で、国レベル、技術センターと衛生協会でお互いに研修を実施すると書いてありますね。これを早い時期にして、渋谷と技術センターだけですべての相談に応じられるとは考えられないので、広い地域をそれぞれに満足させるためには出先機関の教育もかなり重要になってくるし、パンフレットを生かすために研修もかなり早い時期に重要な事項ではないかと思っておりますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

本間座長 和田委員。

和田座長代理 組織なり法律の一本化、一元化、言葉は簡単ですけれども、具体的に考え始めるといろんな問題があるということは、今までの話し合いの中で出てきていると思います。

以前にも発言したかもしれませんが、私どもは、産業の振興官庁、育成官庁が同時に規制を行うのは本来無理があるんじゃないかなということを感じておりました。ですから、本当にあるべき姿としては、育成官庁や振興官庁とは全く別に、食品の表示だけではなく消費者省のようなものをつくって、そこで消費者行政の一番根本的なところをやるのが望ましいわけですけれども、今それだけを振り回していてもどうにもならないものですから、どういうやり方があるのか。

きょう農水省の方からA B C Dと出されておまして、今すぐにこれについてどうということまでは言えませんが、本当のやり方からいうと、消費者にとっての食品表示はどうあるべきか。今までのことを全部御破算にして考えた上で、それならば、ということで今度は組織も考えていくことができれば一番基本的で、望ましい方向に行くのかもしれませんが、それができなくて、今の組織、きょうの資料にもありますが、食品安全委員会ができるのに伴って各省庁の組織編成が変わってまいります。法律を含めて今までのものがあることを前提として一本しにしようと思えば、それこそ例えばA案にありますような単純に一緒にして、何章は厚労省の管轄であるとか、何章は農水省の関係であるとか、そういうことは私たちが望んでいることではないので、もうちょっと議論を深めなければならない問題だと思っております。

先ほど厚労省の方からご説明のありました義務表示のあり方、義務表示には、裏返して監視、チェック体制までかかわってくるということで、今、産地表示など必ずしも科学的な検証では正確かどうかということがとれないときに、伝票であるとか送り状であるとか、そういう書いた書類によってチェックしていく。これは、食品表示ではずっと前から問題になりながら、それを前提として食品の表示が成り立ってきていると思います。

以前発言したこととダブりますけれども、J A S制度そのものを検討するときに、いつもそれは話に出ていたと思います。産地表示で言えば、たしか初めは青果物の5品目から始まって9品目になり、さらには全品目に広がった。私は、対象品目と対象項目が監視体制ができるより早く広がり過ぎたということではないかなと思っておりますので、チェックできなければ表示項目に入れるのが疑問だということまでは考えていないです。産地あるいは品種についてもいろんな鑑定ができ始めているということを知っておりまして、全部をやるということを目指したら、とてもコストがかかってできませんけれども、いざというときには検証ができるんだよということは大変なことです。これはぜひ進めていただきたいなと思っております。

それから、規制を行政だけに求めるということでは現代の趨勢に反するようなことで、業界自身の監視体制を進めることへの支援というか、バックアップということも考えていく必要があるのではないかなと感じております。

以上です。

本間座長 さて、両省の将来に対する取り組みが多少違うようでございますが、いずれも現在持っている機能を上手に組み合わせるとというのが当面の対応策であること自身は変わらないわけでございますが、この辺の展望につきましてご意見、ございましょうか。

一元化ということは、窓口あるいは説明の対応に具体的に示されるのではないかということで、その機能をフルに動かすというのが当面我々に可能なことだというふうに理解できようかと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

岩崎委員 確かに一元化の場合、非常にいろんな問題があるということは事実だろうと思っております。ただ、目的意識というか、中長期的に見てどう考えるかという形の中では、法律まで一元化するというのを中長期的な目的としながら、その中で、現在いろんな問題があるので、当面はこのような形での連携とかその他現実的な対応、こういうことになるんじゃないのか。

ですから、中長期的にはそういうことを念頭に置きながら、そのこのところがあいまいのままですと、なかなか連携強化も進まないということでございます。現実にはいろんな問題がありますので、私ども、すぐそういうことではないだろうと思っておりますが、そういうことも念頭に置きながら、これからはいろんな形で連携強化を進めていくことが重要ではないか。当面はそういう形でやむを得ないと思っておりますが、方向的にはそういうことになるのではないのかなと思っております。

もう一つは、表示の問題で、業界の監視体制というお話を和田委員がおっしゃいました。そういう面もあるだろうというふうに思っておりますし、私ども自身も、いろんな形でこれからご指導賜りながら努力していかなければいけないだろうと思っております。

ただ、表示の問題というのは、違反しますとかなり大きな罰則なり社会的な制裁を受けるということでありますので、できるだけ簡便明解、わかりやすいものにしていただきながら、そういう形の中でご指導賜って対応していくことになっていくだろうと思っておりますし、その辺のところもひとつよろしくご理解を賜ればというふうに思っております。

本間座長 それでは、大分時間も過ぎておりますけれども、2つの省から出されました展望

につきまして特段のコメント、ございませんでしょうか。

小沢委員。

小沢委員 基本的なスタンスの持ち方というのは、今、岩崎委員がおっしゃってくださったように、この会議が持たれたわけがあるわけですから、できることから積み重ねながら進めていくことになろうかと思えます。

ただ、将来的な方向で、一元化のことも含めて、例えば国際的にはC o d e xなどが進められて、それぞれの国のところでもそういった整理が図られておりますし、日本でC o d e xの問題をどうするかという場合も、いつも農水省、厚生省、どうですかというふうな縦割りの動き方しかできないわけですね。そういったこともありますし、外国の行政のあり方などを見ておirimしても、例えばイギリスの食品基準庁などは、食品の表示の法律一本化で進めているわけですから、できないことはない。確かに今、2人の大臣がおられるわけですから手続上は煩雑になろうかと思えますけれども、例えばC案でできないでなくて、どんなふうにできるかという前向きな発想で考えていくことが必要ではないかと思っております。

本間座長 国際的な整合性ということも2つの制度、法律で求められるわけでございますので、実質的には法律の一元化というのは中長期的な課題ということになろうかと思えますが、それに至る過程で窓口の一元化あるいは相談の一元化、説明の一元化、できるところから詰めていくというのが大体のご意見かと存じます。そういうわけで、ただいまの意見を踏まえまして、引き続き両省におきまして検討をお願いしたいと思います。

さて、時間も過ぎておirimして、次の報告に移らせていただいでよろしゅうございまいしょうか。 来年度の組織・予算要求につきまして、表示関連のことがいろいろあるかと思えますので、両省、食品安全委員会等関連のご報告をお願いしたいと思います。

吉岡企画課長 それでは、厚生労働省の方から、お手元の資料3「組織・予算要求」、時間の関係もございまいしますので、手短にお話しさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、厚生労働省の「平成15年度医薬局・食品保健部 組織再編要求」でございます。ページをめくっていただきますと、2ページに、現在と要求内容ということで、医薬局、食品保健部、表示の問題は食品保健部企画課で対応しておりますが、企画課の属します本省の組織につきまして、医薬局も食品の所管でございますが、昨今、冷凍ホウレンソウの問題であるとか、いろいろな問題が生じておirimしますので、局の名称としても医薬食品局に改める。また、食品保健部につきましては、食品安全部、まだ仮称でございますが、そういう名称に改めたいということで、現在、総務省に要求しておirimます。

また、全国民の健康に影響するような大きな問題への対応ということで、要求の右側の方の医薬食品局の下に書いてございますように、（新）大臣官房参事官を配置いたしまして、外国との問題あるいは国内でも先般の大豆食品の問題、緊急の問題に対応するというので現在要求しております。

次の3ページ以下は、来年度の食品保健関係予算概算要求でございます。

柱立てといたしましては、4ページをあけていただきまして、食衛法の抜本改正を来年の通常国会に予定しております。従来から消費者団体等から提案のございました残留農薬の基準、基本的には農薬の新規登録の際には基準ができています。これはBSEの委員会でも指摘がございましたけれども、農薬の登録、すなわち使用開始時には原則として残留農薬基準ができていくという仕組みを今後構築したいと考えておりまして、これに向けて基準の策定を急ぎたい、その初年度が平成15年度ということでございます。

それから、1の（2）ですけれども、既存添加物の問題につきましても、今後積極的に安全性評価を行い、前回の法律改正で経過措置として489につきましても引き続き使えるという整理をしておりましたけれども、それにかかわらず法律改正して、問題があればそれを使用できなくするという法律改正、その前提としての安全性確認の予算を要求しております。

それから、本懇談会に関係しますのは、5ページの真ん中あたり、（5）食品表示制度の普及啓発、相談体制の強化。先ほどご提案いたしましたような窓口の一元化、あるいはパンフの作成につきまして予算を要求している状況でございます。この予算の執行として考えておりますし、特に窓口の一元化につきましては、この予算にかかわらず、今年度予算で対応していきたいというふうに考えております。

以下、大きな項目として輸入食品等の安全対策の強化、次の6ページ、下からですけれども、食品の安全性に関する情報提供等の柱がございます。特に情報提供のところでは、7ページの一番上、（1）に書いてございますように、表示の問題も含めて消費者等とのリスクコミュニケーションの充実、来年は食品安全委員会が立ち上がります。リスク評価機関、リスク管理機関、それぞれリスクコミュニケーションが重要であるという指摘がされておりますので、リスク管理機関としての厚生労働省の立場でコミュニケーションの充実、シンポジウム、意見交換会等の開催を図りたいと考えております。

大きな柱の4番は食品の安全性確保にかかる研究の充実、従来からのBSEの研究あるいは遺伝子組換え食品の検査技術の開発等を行っていきたいと考えております。

厚生労働省関係は以上でございます。

本間座長 それでは、農水省、お願いいたします。

小林品質課長 農林水産省の組織と予算要求についてご説明いたします。通し番号でいいますと、9ページ以下という形になります。

9ページは組織・定員要求の概要でございますが、一番のポイントは、農林水産省内において産業振興の部分とリスク管理に近い部分を分ける。食品安全委員会と各省とのチェック・アンド・バランスもでございますが、省内でもチェックシステムをつくるということです。仮称でございますが、消費・安全局をつくりたい。表示を担当しております私ども品質課は、消費・安全局の中に属した形で全体のコントロールをしたいというふうに考えております。

もう一つは、現在、食糧事務所が各地にございますが、食糧事務所も本格的に食品の表示などの業務に取り組んでもらって、監視体制の強化をしていきたいということでございます。

次の10ページのところに組織図が書いてございまして、新しい局が1つできるということでございます。ただ、これはあくまでも農林水産省がそういう形にしたいという希望を言って、関係省庁と折衝しているところでございますので、このとおり着地できるかどうかについては今の段階でははっきりいたしておりませんが、ぜひこういう形で体制を強化したいというふうに考えているところでございます。

次の11ページ、予算でございます。予算につきましては、ご存知のとおり、国自体が財政事情が厳しい中でございますので、農林予算の総額が伸びることは客観的に期待しづらい、むしろマイナスという可能性がございます。今年は、シーリングと申しますか、ここまでは財務省に要求書を出してもいいよというのが2割増ですけれども、実際は少なくなるということで、伸び伸び要求、ばっさり査定という可能性が極めて高いというのが現実でございます。ここで出しておりますのも、できればこういうふうに予算を確保したいと思っておりますが、取れるかどうかはまだ確定しておりません。

11ページのところは総合食料局全体の予算ですが、網かけしているのが表示に関係するところです。網かけしている1番、トレーサビリティの関係で、できるだけ消費者の方に安心していただけるような仕組みづくりに取り組みたい。実証的な試験あるいはトレーサビリティにかかわるJAS制度、こういったものについての予算要求を一つしております。それが11ページです。

それから、12ページ、こちらの方は表示の関係でございますが、食品表示ウォッチャーだとか、表示110番あるいは食品表示の監視、有機農産物・特別栽培農産物の表示ルールの徹底、こういったところについて予算要求しております。

そのほか、広い意味でいえば、食品産業の機能強化も、「ブランド・ニッポン」食品というところ、流通改善、いずれも関係しておりますけれども、特に関係いたしますのはその2点ということで、財政当局と今、折衝中でございます。

以上です。

本間座長 ありがとうございます。

それでは、次は食品安全委員会設立等準備室のご説明をお願いいたします。

道上参事官 内閣官房食品安全委員会設立等準備室でございます。同じ資料の16ページに食品安全委員会の構成が書いてございます。これが平成15年度、来年度に新たに内閣府に設置されます食品安全委員会、現段階、準備室として考えております構成でございます。

最初、委員の構成、これが食品安全委員会本体でございますけれども、委員7名でございます。このうち、括弧内にございます毒性学等の専門家以下、上の4名の方々は、どちらかという理科系的専門家ということでございます。下の食品の生産・流通システム等の専門家以下3名の方々ですが、どちらかという社会科学的な意味での専門家、合計7名でございます。

2 専門調査会の構成ということですが、食品安全委員会本体7名の下に設けられます、ここに合計16の専門調査会が書いてございますけれども、その構成でございます。このうち、企画とリスクコミュニケーション、危機管理は、横割りのといいますか、そういう専門調査会でございます。

企画というのは、食品安全委員会、主たる任務が科学的なリスク評価ということでございますけれども、リスク評価をやる際の優先順位づけといいますか、年次計画的なものを作成するといったことを任務とする専門調査会でございます。

リスクコミュニケーションはその名のとおり、危機管理もその名のとおりの業務を内容としております。

評価チームと書いてある以下の専門調査会が合計13ございますけれども、それぞれの分野ごとに、まさにここが科学的なリスク評価を行うという専門調査会でございます。委員会としてのリスク評価の意思決定は、専門調査会の議論を経て、もちろん上の7名からなる委員会で決定されるわけでございますけれども、その前さばきといいますか、そういう仕事をこなす専門調査会でございます。

3番目、事務局の構成でございますが、公務員からなる事務局として、事務局員55名、ここに書いてございます事務局長、次長以下4課1官からなる事務をこなす事務局ということでございます。

予算の方でございますが、17ページに書いてございますように、総額約20億円ということございまして、大きく分けて2つ、1つは委員会の運営ということでございます。2つ目は委員会を支える活動で、2番の方がむしろ重要かと思えます。

委員会を支える活動といたしまして、1つには、食品安全委員会は内外の危害情報を一元的に収集・整理するという任務がございますので、そのために必要な文献収集であるとか、国際会議に出席して情報交換、意見交換を行うための経費でございます。

(2) リスク評価、モニタリングのための基礎調査。ここで科学的な評価を行うのに必要な動物実験、その他をこの費用で行ったり、あるいは食品安全委員会、勧告を行うわけでございますけれども、勧告に従ってリスク管理が行われているかどうか、モニタリングするための経費もここに含まれております。

(3) リスクコミュニケーションの実施ということで、国民との直接的な意見交換、情報交換を行ったりするための経費でございます。

4番目といたしまして、食品事故等における危機管理。大規模な食中毒などが起こったとき、緊急時対応のための経費ということでございます。

それらを合わせて20億円、以上でございます。

本間座長 ありがとうございます。

もう少しでございますが、次に、消費者取引問題研究会というのがございまして、その概要につきまして公正取引委員会からご報告をお願いいたします。

南部消費者取引課長 公正取引委員会消費者取引課長でございます。

公正取引委員会では、消費者政策を積極的に推進すべきであるという種々の提言とか、あるいは昨今の食品に關します違法な虚偽表示の問題の頻発ということに伴う表示に対する消費者の不信感の高まり、こういったことを背景といたしまして、公正取引委員会として消費者取引において取り組むべき問題につきまして、昨年11月から学識経験者によります消費者取引問題研究会というものを開催いたしまして、表示の問題以外の問題も含めて幅広い議論を行ってきているところでございます。

参考資料4ということでお配りしております。これは直近の研究会の議事概要でございますけれども、日程としましてはもう一回程度研究会を開催いたしまして、11月中にも報告書として取りまとめて、公表することを予定してございます。

研究会では、お手元の資料の2ページから3ページあたり、「表示への信頼回復に向けた景品表示法の一層の活用」というところを中心にコメントしたいと思いますけれども、表示への

信頼回復に向けた景品表示法の一層の活用としまして、景品表示法の運用の強化のほか、法改正を検討すべき点もあるのではなかろうかというご指摘もございます。

まず、実体規定の強化のところに書かれてありますけれども、健康指向の高まり等を背景としまして、健康食品などによく見られます痩身効果等を標榜したような表示、こういったことについて当該表示の裏づけとなるような実質的な根拠やデータを持たないで、商品の効能とか効果、こういったものを強調するような表示を不当表示として規制してはどうか。すなわち、現行法では、例えば何の根拠もないインチキ表示であっても、公正取引委員会の方においてそういった表示の効果が無いということの立証をしなないと行政処分であるところの排除命令が出せないことになっておりますが、それでは手間と時間がかかってしまうということで、そういった具体的な根拠やデータを持たないで表示すること自体を不当表示として取り締まることが必要ではないかという議論であります。これは、単に消費者の保護につながるというだけでなく、まじめに表示を行う競争事業者に対しても大変重要なことであって、競争政策の観点からも非常に重要なことであるという位置づけでございます。

2番目に、不当表示に対する十分な抑止力の強化が必要だろうということで、3ページあたりに書いてございますけれども、景品表示法の違反に対して刑事罰、直罰を導入できるようなことを考えたらどうか。現行法は、行政処分である排除命令違反に対する罰則ということで間接の罰則がございまして、直接の罰則の導入も検討したらどうかというご指摘でございます。

3番目に、不当表示の規制に当たりまして、公正取引委員会と並んで重要な役割を果たすところの都道府県につきましても、自治事務として景品表示法の規制ができるわけですけれども、都道府県の執行力の強化という観点から、例えば都道府県知事が行います違反事業者に対する措置であります指示の対象事項を公正取引委員会が行う排除命令並み、すなわち現行ではそういった表示の取りやめを行うことを指示することができるにすぎなくて、表示の適正化のためにその他必要な事項の指示をすることができない。あるいは現に行われている表示であれば指示の対象になるんですけども、既に終わってしまった表示については指示の対象にならないという制限があるんですけども、こういったことを撤廃して、公正取引委員会の排除命令並みの指示ができるようにしたらどうか、あるいは違反事件に対する都道府県の調査権限を担保するための罰則を引き上げてはどうか、こういったことが議論されております。

公正取引委員会といたしましては、今後、この研究会の報告における指摘を踏まえまして、景表法の改正を行うべき点につきましては可能であれば次期の通常国会における改正を目指していきたい、こういうふうに考えてございます。

以上です。

本間座長 ただいまの3つの説明につきましていかがでございましょうか。

小沢委員 食品安全委員会の構成について検討中というふうに書いておられます。ちょっと伺いたいんですが、専門調査会の構成で、それぞれ評価グループが立てられておりますけれども、現行の仕組みですと食品衛生審議会の中にご専門の方が集まる調査会がございまして、調査会との関係はどんなふうに、あるいは全部あわせて整理なさるのか、そういった方向性はどのように考えておられるのでしょうか。

道上参事官 先ほどもちょっと申し上げましたように、食品安全委員会はリスク評価を行う機関ということになってございまして、食品安全委員会が設置された暁には厚生労働省の食品衛生審議会におきましてリスク評価はやらなくなる。ですから、食品衛生審議会においてはリスク管理の方を担い、食品安全委員会はリスク評価を行うという役割分担がなされることになります。

本間座長 要するに、リスク評価は全部こちらへ移ってくるということでございますね。

道上参事官 食品に関するリスク評価はすべて食品安全委員会が行うということでございます。

本間座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、これでやっと一当たり全部終了したことになるのでございますが、何もなければこれで議事を閉じたいと思っておりますが……

和田座長代理 公正取引委員会のご説明でちょっと伺いたいというか、お願いしたいんですけれども、景表法の運用をもっと強化していくということの中で、特に先ほど効果なしという実証がないとなかなか対応が難しいというお話がありましたが、その辺のところ、表示がないために消費者が誤認するということも含めて、ぜひ厳しく対応していただきたいと思っております。

それともう一点は、表示に関係があるものですから伺いますが、この場ではないと言われるのでしたらやめておきますけれども、表示についてよく出ます例が業者の欠品ということ。欠品するということと言えないために偽装表示に結びついていることが非常に多いように聞いておりますが、私どもはこれは優越的地位の濫用になるのではないかなと思っておりますけれども、この辺のところはいかがでしょう。

2点です。

南部消費者取引課長 大手の小売業者が中小の納入業者に対して納入を迫るということで欠品に至ってしまうというお話だと思っておりますけれども、優越的地位の濫用という観点からそれを

取り締まることができるかどうか直ちにはわかりませんが、取り締まりの仕方、どういうふう  
にさせる、どういうことをさせないようにするというのはなかなか難しいのかなということで、  
直ちにお答えできなくて恐縮でございます。

本間座長 ほかによろしゅうございますか。

今のは重要な問題かもしれません。

それでは、これで議事を閉じさせていただきたいと思いますが、次回の開催につきましては  
今のところまだ決まっていないのでございますが、ただいまの議論の中で、相談対応窓口の一  
元化の準備状況あるいは進んでいる状況、取り組み方、さらに共同の検討の場の状況というこ  
とにつきましては、また改めて事務局から報告をいただきたいと考えております。具体的な  
日程につきましては改めてお問い合わせが参るか存じます。

事務局の方で何かございますか。

吉岡企画課長 ございません。

本間座長 それでは、大変長くなりましたけれども、本日の会議はこれで閉じさせていただきます。  
ありがとうございます。

- 了 -